

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	77 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	51 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	96 件
国民年金関係	48 件
厚生年金関係	48 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月

私は、会社を退職した日に市役所支所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は母に負担してもらい納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、保険料を負担してくれたとする申立人の母親も、国民年金制度発足当初から60歳に到達するまでの保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 8 月から 9 月頃までに払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳にも被保険者資格取得日は厚生年金保険被保険者資格喪失日の 53 年 8 月 31 日と正しく記載されているにもかかわらず、当時居住していた市の国民年金被保険者索引簿では資格取得日が誤って同年 9 月 1 日と記載され、オンライン記録では、平成 11 年 9 月 8 日になって資格取得日の記録訂正が行われているなど、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった状況が認められるが、当該市では、申立期間当時納付書の発行を事業者に委託し、3か月単位の納付書を発行するほか、必要に応じて手書きによる納付書も発行していたとしており、加入手続時に資格取得日が 53 年 8 月 31 日であることが確認されていることからみれば、申立期間及びその翌月の同年 9 月分の保険料の手書き納付書が発行されたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②の保険料は自身で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年1月に払い出され、申立人は、48年10月まで遡って国民年金保険料を納付し、その後は当該期間及び申請免除期間を除き保険料を全て納付していること、申立人は、当該期間始期の52年1月に転居しているが、申立人は住所変更の届出を適切に行っていることが申立人が所持する年金手帳及び国民年金被保険者台帳で確認できること、当該期間の前後の保険料を現年度納付していることが上記被保険者台帳で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間直前の48年2月及び同年3月の保険料は、第2回特例納付により納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該期間は当該特例納付の納付可能期間外のため、保険料を特例納付することができない期間であること、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳を所持し、ほかに別の手帳を所持していたことはないと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月、同年 12 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 2 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月から同年 5 月まで
② 昭和 51 年 8 月及び同年 9 月
③ 昭和 51 年 11 月
④ 昭和 55 年 12 月
⑤ 昭和 62 年 7 月
⑥ 昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月まで
⑦ 平成 2 年 3 月

私は、昭和 51 年 2 月に会社を退職したときに、父に国民年金の加入を勧められ、区役所出張所で国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、その後も会社を退職した際には国民年金への再加入手続をし、各申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤、⑥及び⑦については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 56 年 1 月頃に払い出されており、申立人は、同年 1 月から国民年金保険料の納付を開始し、その後これらの期間当時に具体的な時期は定かでないが保険料の督促状が届いたので保険料を遡って納付したことが数回あったと説明しており、63 年 3 月 15 日にそれまでの厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴う国民年金被保険者資格の得喪記録の整備が行われていることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、申立人はこの頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金被保険者期間及び保険料未納期間を認識していたと考えられること、申立人は、申立期間⑤直前の 62 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料を 63 年 12 月から平成元年 1 月にかけて過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で申立期間⑤及び⑥の保険料を過

年度納付することが可能であったこと、4年2月5日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録から確認でき、当該作成時点からみて申立人は当該過年度納付書は申立期間⑦の保険料に係るものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、③及び④については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和51年2月に勤務していた会社を退職したときに国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、上記手帳記号番号払出時点で、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、上記年金手帳には初めて被保険者となった日が56年1月1日と記載されており、国民年金被保険者台帳ではこれらの期間は無資格期間とされていること、上記記録整備が行われた63年3月15日に申立期間①、②及び③に係る資格得喪記録が追加され、申立期間④に係る資格取得日が56年1月1日から55年12月31日に記録訂正されていることがオンライン記録から確認でき、当該記録整備より前は、これらの期間は未加入期間として記録され、制度上、保険料を納付することはできなかったことなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月、同年12月から63年3月までの期間及び平成2年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月から同年 8 月まで

私は、学生期間の国民年金保険料を、実家の両親に納付書を送付して納付してもらっていた。平成 12 年度の 9 月以降就職するまでの期間は、学生納付特例の申請を行い保険料の納付猶予の承認を受けたが、申立期間の保険料は、納付特例の申請後に、両親又は自身がまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間であり、申立人は、20 歳時の平成 9 年 * 月 * 日に基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、学生納付特例の申請の際に、申請期間前の未納保険料を納付するように言われ、その後まとめて納付したと説明しており、申立期間直後の平成 12 年 9 月から 13 年 3 月までの学生納付特例に係る申請日 (12 年 10 月 23 日) 及び処理日 (13 年 1 月 18 日) の時点で、申立期間の保険料を現年度納付することは可能であったこと、申立人の学生期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人から送付されてきた納付書で自宅近くの金融機関から保険料を納付していたと説明しており、申立期間直前の 9 年 6 月から 11 年 3 月までの期間の保険料及び平成 11 年度保険料をいずれも前納により現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料に関して、未納のお知らせや納付書が届いた記憶は無いが、納付書が送付されれば必ず納付したはずと説明しており、申立期間前の 20 歳到達月である 9 年 * 月分の保険料は 11 年 4 月 19 日に、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間に挟まれた 18 年 7 月分の保険料は 20 年 1 月 5 日にそれぞれ過年度納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで

私は、大学生当時の平成3年7月に国民年金保険料の納付書が届いたので市役所に相談に行った。その際、窓口で保険料免除の説明を受け申請免除手続きを行ったはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人は平成3年7月29日に発行された平成3年度の国民年金保険料納入通知書を所持しており、当該通知書が作成された時点で申立期間の申請免除手続きを行うことは可能であった。

また、申立人は、平成3年7月に保険料の納付書が届いたので、その納付書を持ち市役所に相談に行った際に、市職員から「大学生は申請免除が可能であるが、3年4月及び同年5月分の保険料は免除できないので納付する必要があり、同年6月以降は免除期間となる。」と言われ、申立期間は納付書の該当欄に斜線を引かれたと具体的に説明しており、その内容は、申立期間直前の3年4月及び同年5月分の保険料は納付済みとなっていること、申立人が所持する納入通知書及び平成3年度の国民年金保険料領収書は申立期間に斜線が引かれていること、保険料の納付書は3年7月に発行されており、その時期に申請免除手続きを行った場合には、前月の6月が免除期間の開始月となることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年7月までの期間及び43年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年7月まで
② 昭和43年3月

私は、母親に勧められ国民年金に加入した。国民年金保険料は未納のないよう納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月及び1か月とそれぞれ短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間前の昭和39年1月から同年2月頃までに払い出されており、いずれの申立期間の保険料も現年度納付することが可能であった。また、申立期間①は、当該期間直前の38年4月から39年3月までの期間の保険料は納付済みになっているほか、国民年金の加入を勧めたとする当時同居していた母親は当該期間を含め10年年金の保険料を納付していること、申立期間②は、当該期間直後の43年4月から同年6月までの期間の保険料は第1回特例納付により納付されていることが申立人の特殊台帳で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月から 62 年 6 月まで
② 昭和 63 年 3 月

私は、会社を退職した昭和 63 年 6 月に国民年金に加入し、国民年金保険料を遡って納付した。その後、私の妻も保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人は、昭和 62 年 7 月以降当該期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、当該期間前後の期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を遡って納付した時期及び納付した期間に関する記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年 3 月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
私は、国民年金に加入した後、国民年金保険料を未納の無いように納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 4 月に払い出されており、申立人は同月以降申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの期間、昭和57年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から同年9月まで
② 昭和57年6月及び同年7月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への任意加入した昭和52年6月から60歳になる直前の月である平成20年*月までの期間において、申立期間①及び②並びに第3号被保険者期間を除く国民年金の加入期間に係る国民年金保険料を全て納付している。その上、申立期間①及び②は、それぞれ3か月及び2か月と短期間であり、申立期間①及び②並びにそれらの前後の期間を通じて申立人の夫の職業に変更は無いことから、申立人の生活状況に大きな変化は無かったものと考えられる。これらのことを踏まえると、申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立期間①については、申立人の所持する年金手帳には、当該期間中の54年9月の住所変更の記録が記載され、申立人が申立期間①当時に居住していたA区の国民年金手帳記号番号払出簿には、当該住所変更が55年2月に確認されたことが記載されている。さらに、申立期間②については、当該年金手帳には、当該期間中の57年6月の住所変更の記録が記載され、B市の国民年金被保険者名簿においても、当該国民年金手帳と同様の住所変更の記録が記載されていることが確認できる。これらのことから、申立人の申立期間①及び②に係る住所変更の手続きは適切に行われており、申立期間①及び②に係る保険料の納付書が発行されたものと推認できる。これらのことを踏まえると、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を

納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から同年12月まで
② 昭和61年5月及び同年6月
③ 平成4年10月

私は会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続をその都度行い、国民年金保険料を欠かさず納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、1か月と短期間であり、当該期間前後の平成4年7月から同年9月までの期間及び同年11月から6年3月までの期間の国民年金保険料は同年8月から8年4月までにかけて定期的に1か月分ずつ過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日は昭和59年8月1日と記載されており、オンライン記録から同年7月は、平成4年3月に記録整備が行われたことにより国民年金の未納期間とされた期間であり、当該記録整備が行われるまでは国民年金の未加入期間とされていたこと、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和61年11月時点で、当該期間のうち59年8月及び同年9月は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間のうち、その後の59年10月以降の期間については上記払出時点で過年度納付することが可能であるが、申立人は払出時期に過年度納付を行った記憶は無いと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかが

わせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年8月までの期間及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月から同年8月まで
② 平成10年11月

私は、20歳になったときに両親の勧めで国民年金の加入手続を行い、両親が平成8年度までの国民年金保険料を前納してくれた。両親から、翌9年度以降は自分で保険料を納付するようと言われていたが、納付していなかった。その後、両親の強い勧めもあり、10年度の終わり頃から遡って保険料納付を開始し、納付期限が切れないように気をつけながら保険料を納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月及び1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年1月に払い出されており、オンライン記録から、申立期間①及び②に挟まれた10年9月及び同年10月の保険料は12年10月に、申立期間②直後の10年12月から12年3月までの保険料は、13年1月から14年3月にかけてそれぞれ時効期間経過直前に定期的に1か月分ずつ納付されていることが確認でき、申立人は、当時、保険料の未納期間をなくすよう努めていたことがうかがわれ、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 5 年 6 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められ、5 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、定額保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
② 平成 5 年 6 月から同年 12 月まで

私の夫は、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 48 年 1 月頃に夫と連番で払い出されており、申立人は、47 年 4 月以降 60 歳に到達するまで申立期間及び申請免除期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、49 年 2 月から平成 7 年 6 月までの期間については、申立期間及びその他の 2 か月を除き付加保険料を含む保険料を納付している。

申立期間①については、当該期間の前後の期間は付加保険料を含む保険料が納付済みであり、申立期間②のうち平成 5 年 6 月から 10 月までの期間については、当該期間直前の期間は付加保険料を含む保険料が納付済みであるほか、これらの期間の保険料については、後述のような過年度保険料となったような状況はうかがわれないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち平成 5 年 11 月及び同年 12 月については、7 年 12 月に当該期間に係るものとみられる過年度納付書が作成されており、申立人は、その前の 5 年 2 月及び同年 3 月分の保険料の過年度納付と同様、過年度納付書により保険料を納付したものと考えられるが、付加保険料は遡って納付することはできず、当該過年度

納付書には定額保険料が記載されていたと考えられるなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 5 年 6 月から同年 10 月までの期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められ、平成 5 年 11 月及び同年 12 月については、定額保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年12月まで

私は、国民年金の特例納付実施期間に、未納となっていた期間の国民年金保険料を遡って納付しており、申立期間の保険料だけ納付しなかった理由は思い当たらない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は第3回特例納付実施期間中の昭和54年3月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を特例納付することが可能であったこと、申立人は、申立期間直後の52年1月から53年3月までの期間の保険料を54年4月に、53年4月から54年3月までの期間の保険料を54年6月にそれぞれ過年度納付していることが特殊台帳で確認でき、当該過年度納付時点でも、保険料を特例納付することが可能であったこと、申立人は、申立期間同時に居住していた県の国民年金事務を取り扱う出張所に相談に行き、当該出張所で過年度納付書及び特例納付書の交付を受け3回に分けて保険料を納付したことを具体的に説明しており、当該出張所では過年度納付書及び特例納付書を発行していたとしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間、同年7月から48年12月までの期間及び50年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和46年7月から48年12月まで
③ 昭和50年4月から同年9月まで

私の婚姻後の国民年金保険料は、義母が自宅に来る集金人に義母の分と一緒に納付してくれていた。私自身が保険料を納付するようになったのは、区から私宛てに送付された保険料納付に係るはがきの記載内容から、昭和52年4月分からであり、それまでは義母が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、それぞれ6か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の義母は、昭和37年4月以降、申立期間①及び②を含め60歳に到達する50年*月までの保険料が全て納付済みであり、申立人及びその義母が所持する国民年金手帳及び領収証書により、申立人及びその義母は、申立期間①直前の45年4月から同年9月までの期間及び申立期間①と申立期間②の間の46年4月から同年6月までの期間の保険料を同日に納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①に近接する昭和45年1月から同年3月までの保険料については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認により、平成22年6月に未納から納付済みに記録訂正されており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況もうかがわれるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月

私は、平成3年5月に入社した会社を同月中に退職して国民年金に加入したが、申立期間の厚生年金保険料は徴収されていたため、国民年金保険料は納付しなくてもよいと考えて納付していなかった。区役所から申立期間の保険料の納付を促され、納付書も送付されてきたため、出張所に出向いてその保険料を納付しなければいけないことを確認した上で、その場で保険料約1万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であり、申立人は、昭和62年1月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、オンライン記録によると、申立期間前後の保険料は平成3年6月に現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、区役所から申立期間の保険料の納付を促され、区役所出張所に出向いて申立期間の保険料を納付しなければならないことを確認した上で、申立期間の保険料を納付したと、申立期間の保険料を納付した経緯等について具体的に説明しており、当該区の申立期間当時の区政年鑑によると、当該区では、区民の年金権確保のため、保険料の納付漏れ者に対して、催告状の送付等による納付の督促及び職員の戸別訪問による納付指導を行う等きめ細かな対応を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から同年 9 月まで

私は、平成 2 年頃に国民年金に加入し、それまで未納であった国民年金保険料のうち、納付することができる昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの保険料を数回に分けて遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 63 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、平成 3 年 4 月以降の保険料は全て前納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 2 年 6 月頃に払い出されており、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるほか、オンライン記録によると、同年 7 月 25 日に過年度納付書が作成されていることから、当該納付書作成時点で申立期間に係る納付書も作成されていたものと考えられるほか、申立期間の直前の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの保険料は平成 2 年 7 月 31 日に過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで
私の父は、私が 20 歳のときから勤め先の会社が厚生年金保険の適用事業所となる直前までの私の国民年金保険料を両親の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親及び父親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親は、それぞれ申立期間の自身の保険料が納付済みであるほか、申立期間の前後を通じて、申立人は両親と同居しており、保険料を納付していたとする父親の仕事に変更は無く、両親の生活状況にも大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 6 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 46 年 1 月の保険料は、同年 1 月 25 日に納付し、同年 2 月から同年 6 月までの保険料は、47 年 10 月 21 日に納付した。ところが、私が還付請求をした記憶も無いにもかかわらず、申立期間の保険料が還付された記録となっている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）、A市の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人が所持している国民年金手帳によれば、申立人は、昭和 46 年 1 月 27 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳における資格喪失日の欄は、「昭和 46 年 7 月 1 日」と記載されていたものが「昭和 46 年 1 月 27 日」に訂正された跡が確認でき、申立人が 46 年 1 月に資格喪失する事情は見当たらず、また、申立人は同年 7 月に厚生年金保険に加入していることから、同年 7 月に資格喪失したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月の国民年金保険料は、申立人が所持する国民年金手帳により、前述の資格喪失記録より 2 日前の同年 1 月 25 日に納付されていることが確認でき、申立期間のうち、同年 2 月から同年 6 月までの保険料は、申立人が所持している保険料の領収証書により、資格喪失記録より後の 47 年 10 月 21 日に納付されていることが確認できる。

加えて、申立人に係る還付整理簿及び被保険者名簿においては、申立人に対して昭和 46 年 1 月から同年 6 月までの期間の保険料 2,700 円を 48 年 7 月 19 日に還付した記載となっているものの、国民年金手帳及び特殊台帳では、46 年 1 月から同年 7 月までの

期間の保険料2,700円を48年6月30日に還付した記載となっており、申立人の還付に係る事務処理が適正に行われていないものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの期間及び同年9月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から同年3月まで
② 平成5年9月から6年3月まで

私は、20歳頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は多少遅れることはあっても全て納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、3か月、7か月とそれぞれ短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年4月頃に払い出されており、申立人は、4年3月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

申立期間①については、当該期間直前の平成4年10月から同年12月までの期間の保険料は6年11月に過年度納付され、当該期間直後の5年4月から同年8月までの期間の保険料は同年10月に現年度納付されていることがそれぞれオンライン記録で確認でき、これらの過年度納付及び現年度納付時点において当該期間の保険料を過年度納付することは可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間直前の平成5年4月から同年8月までの期間の保険料は同年10月に現年度納付され、当該期間直後の6年4月から同年10月までの期間の保険料は7年4月に現年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、これらの納付時点で当該期間の保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から45年3月まで
私は、夫婦の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を市役所で納付していた。その後転居した区では夫婦の保険料を妻が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年10月から45年3月までの期間については、申立人夫婦は当該期間直後の45年4月から60歳までの国民年金保険料を全て納付しているほか、44年6月に市から区に転居した以降の夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料を遡って納付したと説明しており、当該期間直後の45年4月から同年12月までの保険料は46年1月に現年度納付していることが申立人夫婦が所持する領収証書で確認でき、この納付時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人夫婦は46年1月後に数回にわたり過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和41年12月から43年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間のうち申立人夫婦が44年5月頃まで居住していた市では、年金手帳は市役所で預かり、被保険者は発行された保険料納付通知書により市役所又は指定金融機関で納付し、その後に市が年金手帳の処理（印紙検認）を行っていたが、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の昭和42年度から46年度までのページには検認印が無く、申立人夫婦は印紙検認の記憶も無い。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和44年3月に連番で払い出されており、当該期間の一部は時効により保険料を納付する

ことができない期間であるほか、申立人の妻は年金手帳を紛失したことはないと説明しており、当該期間当時に申立人夫婦に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から45年3月まで

私の夫は、夫婦の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を市役所で納付していた。その後に転居した区では夫婦の保険料を私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年10月から45年3月までの期間については、申立人夫婦は当該期間直後の45年4月から60歳までの国民年金保険料を全て納付しているほか、44年6月に市から区に転居した以降の夫婦の保険料を納付していたとする申立人は、保険料を遡って納付したと説明しており、当該期間直後の45年4月から同年12月までの保険料は46年1月に現年度納付していることが申立人夫婦が所持する領収証書で確認でき、この納付時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人夫婦は46年1月後に数回にわたり過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和42年3月から43年9月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の加入手続及び当該期間の保険料の納付を行っていたとする夫は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間のうち申立人夫婦が44年5月頃まで居住していた市では、年金手帳は市役所で預かり、被保険者は発行された保険料納付通知書により市役所又は指定金融機関で納付し、その後市が年金手帳の処理（印紙検認）を行っていたが、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の昭和42年度から46年度までのページには検認印が無く、申立人夫婦は印紙検認の記憶も無い。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和44年3月に連番で払い

出されており、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であるほか、申立人は年金手帳を紛失したことはないと説明しており、当該期間当時に申立人夫婦に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から52年3月まで
② 昭和53年7月から54年3月まで

私は、昭和48年4月に転居したときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は未納がないように納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は9か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、昭和52年1月から同年3月までの保険料は54年7月に還付通知されているが、当該還付通知時点で当該期間が未納期間とされていた場合には、当該期間の保険料に充当することが可能であったにもかかわらず、充当処理が行われていないなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、当該期間中に転出手続をしないまま他市に所在する会社の寮で過ごした期間があり、この期間の保険料の納付に関する記憶は無いと説明しているほか、当該期間当時に申立人が住民登録していた市で作成された国民年金被保険者名簿では「49.12不明」及び「不在扱50.12」と記載されており、当該期間当時は、納付書の送達は行われていなかったものと考えられ、当該被保険者名簿及び特殊台帳の納付記録欄では当該期間の保険料は未納と記録されているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月から62年3月までの期間、同年11月から63年2月までの期間、平成5年4月から同年6月までの期間及び同年10月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月から62年3月まで
② 昭和62年11月から63年2月まで
③ 平成元年8月から同年10月まで
④ 平成5年4月から同年6月まで
⑤ 平成5年10月から6年3月まで
⑥ 平成13年3月

私は、昭和62年3月頃から国民年金保険料を納付しなくなったが、その後しばらくして、両親から私が未納にしている保険料を納付してくれているという話を聞き、その後別居するまでの保険料は両親が納付してくれていた。また、平成11年1月に両親と別居してからの保険料は自分で納付したのではないかと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間当初の昭和60年3月の国民年金保険料は特殊台帳では納付済みであるほか、63年4月から同年11月までの保険料は平成元年1月に還付決議されているが、当該還付決議時点で当該期間が未納期間とされていた場合には、当該期間の一部の保険料に充当されるべきであったにもかかわらず、充当処理が行われていないなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

申立期間②については、当該期間は4か月と短期間であるほか、上記還付決議時点で当該期間が未納期間とされていた場合には、申立期間①と同様に当該期間の保険料に充当されるべきであったにもかかわらず、充当処理が行われていないなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

申立期間④及び⑤については、当該期間は3か月及び6か月とそれぞれ短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済み又は申請免除とされているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の希望により両親から保険料の納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人が所持する年金手帳には当該期間は国民年金加入期間として記載されておらず、当該期間は、平成10年1月に国民年金加入期間として記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、この記録追加時点では時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間⑥については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料を納付したかどうか定かでないとして説明しており、当該期間の保険料の納付方法、納付場所及び保険料額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月から62年3月までの期間、同年11月から63年2月までの期間、平成5年4月から同年6月までの期間及び相年10月から6年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年5月

私は、平成10年3月に退職後、国民年金の加入手続をし、次に就職した会社の社会保険に加入するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間直前の期間の平成10年3月及び同年4月の保険料は同年4月27日に納付されていることが申立人が当時居住していた市で作成した国民年金被保険者収滞納一覧表及びオンライン記録で確認でき、この納付時点では申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立期間については、上記収滞納一覧表では国民年金資格の喪失を示す「S」が印字され、記録上は国民年金の未加入期間とされている一方、オンライン記録では平成10年6月1日の資格喪失が自動喪失を理由として同年6月12日に追加されており、当該期間は未納期間とされ、市の記録と社会保険事務所（当時）の記録が相違しており、申立人の記録管理に不適切な状況が認められるほか、オンライン記録で未納期間である場合には過年度納付書が作成され、保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。家業を継いだ後は、私が母親と二人分の保険料を納付し、婚姻後は妻の分も合わせ三人分の保険料を、夫婦のどちらかが納付していた。同居の家族の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、昭和 49 年 6 月以降 60 歳に到達するまで、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、同居していた母親及び妻の申立期間の自身の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 47 年 1 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人及びその妻は、家業の店舗に来ていた金融機関の渉外担当者に現金と納付書を渡して保険料を納付していたと説明しており、申立期間当時には、当該金融機関の支店は開設され、保険料を収納することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和55年6月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から57年8月まで
私は、昭和57年9月まで国民年金に任意加入しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年7月10日に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、申立人が婚姻した同年12月から57年9月までの期間は国民年金に任意加入していることが記載されており、申立期間直前までの期間の国民年金保険料は全て納付済みである。

また、申立人は昭和55年7月に申立期間当時に居住していた区に転入しており、当該住所変更手続が適切に行われていることが申立人の年金手帳で確認できるほか、申立人は、申立期間当時は近所の郵便局で保険料を納付していたと説明しており、当時に同区では郵便局で保険料を現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月15日から42年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を41年10月15日、資格喪失日に係る記録を42年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月15日から42年10月15日まで

A社B営業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の小売部門であるC社で加入記録があるのにA社で記録が無いのはおかしいと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における資格取得日は昭和41年10月21日、離職日は42年9月30日と記録され、同社B営業所に勤務していた従業員の供述から、申立人は、41年10月15日から42年9月30日までの期間、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社に勤務していた同僚は、「同社には25の子会社があり、8か所に営業所があった。親会社・子会社間等の異動が多かった。」旨供述しており、オンライン記録によると、申立人と同様にC社からA社に異動した従業員の被保険者記録は継続している。

さらに、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社B営業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるが、同社B営業所に勤務していた同僚の厚生年金保険被保険者資格は、同社において継続していることが確認できる。

加えて、A社B営業所の元所長は、給与や社会保険関係の事務は本社が行い、申立人は厚生年金保険料を当然控除されていたはずである旨供述しており、当該元所長の被保

険者資格は同社で継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月15日から42年10月1日までの期間、A社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の連絡先が不明であるため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、昭和42年10月1日から同年10月15日までの期間については、当該期間における申立人のA社での勤務を明確に記憶している同僚及び上司はおらず、ほかに勤務実態を推認できる資料も確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間において勤務していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月8日は15万7,000円、18年7月7日は12万6,000円、同年12月18日は16万円、19年7月18日は12万6,000円、同年12月12日は18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日
② 平成18年7月7日
③ 平成18年12月18日
④ 平成19年7月18日
⑤ 平成19年12月12日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。銀行の取引明細表を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る賞与について、B社から回答が得られないものの、申立人から提出のあった銀行の取引明細表及びA社が委託していた会計事務所から提出のあった平成17年分から19年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立人は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、C区役所から提出のあった平成18年度から20年度までの特別区民税・都民税課税証明書における社会保険料控除額は、上記源泉徴収簿における社会保険料控除額と一致する。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 8 日は 15 万 7,000 円、18 年 7 月 7 日は 12 万 6,000 円、同年 12 月 18 日は 16 万円、19 年 7 月 18 日は 12 万 6,000 円、同年 12 月 12 日は 18 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月30日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C連合会が保有している申立人に係るA社における在職証明書及び平成8年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の資格喪失日を平成8年8月30日として届出されていることが確認できるが、このことについて同社は、「同年8月31日が土曜日であったため、最終勤務日の同年8月30日を退職日として資格喪失届に記入したと思われる。給与支払は15日締め、25日支払、保険料控除は当月控除なので、申立人の同年8月の給与から厚生年金保険料を控除していた可能性がある。」旨回答しているところ、上記源泉徴収票で確認できる社会保険料等の金額から、申立人について、同年8月の保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額から判断して、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年3月31日から7年9月18日までの期間のA社における資格喪失日は、同年9月18日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から7年9月18日まで

A社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間の標準報酬月額は、それより前の標準報酬月額より低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年3月31日から7年9月17日までの期間について、A社の代表者及び従業員からは、申立人が同社に勤務していたとの供述が得られないものの、オンライン記録によると、申立人の同年10月の定時決定に係る処理が同年10月24日に行われていることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月31日より後の8年5月8日付けで、申立人の同社における被保険者資格喪失日は6年3月31日と記録され、また、4年10月から7年10月までの定時決定の記録（34万円）が取り消され、4年10月から6年2月までの標準報酬月額が8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、上記処理日に同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記商業登記簿謄本では、申立人は取締役であることが確認できるが、A社の代表取締役は、申立人は営業担当であったと供述しており、オンライン記録によると、上記処理日には、別の事業所において被保険者資格を有していることが確認できることから、申立人は、上記遡及処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、上記遡及処理をする合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を上記別の事業所における資格取得日である平成7年9月18日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から47年1月18日まで
平成22年9月に、日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、脱退手当金を受給していることを初めて知った。しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社の事業主は、「自分が社会保険事務を担当していたが、事業所が退職者の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたことはない。また、申立人については、申立期間より前に約6年の厚生年金保険被保険者期間があることを承知しており、仮に、自分が申立人の脱退手当金を代理請求するとすれば、当該被保険者期間も請求しているので、未請求となっていることはあり得ない。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が、この最初の被保険者期間であって、しかも約6年と長い期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められないことから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 12 月 1 日まで
年金の請求手続をしたところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていることを知った。しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 3 か月後の昭和 46 年 3 月 16 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の後で、脱退手当金が支給されたとされる日の直前の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間に勤務した事業所と当該未請求期間に勤務した事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号は同一で、しかも、同一社会保険事務所において管理されており、当該未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、申立人が、申立期間の事業所と関連する事業所における被保険者期間であって、脱退手当金の支給日とされる日より近く、申立期間より長い被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月15日から37年8月1日まで
② 昭和37年9月4日から38年2月21日まで

年金受給の手続をしたときに、初めて脱退手当金の受給を知った。しかし、脱退手当金の支給日とされる日は資格喪失日から3年以上たっており、退職後すぐに就職した職場で共済年金に加入していた。この時期に脱退することはあり得ない。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年1か月後の昭和41年4月5日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる時期には別の事業所に勤務し、共済組合に加入していることから、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、3回の被保険者期間のうち、当該最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月22日から46年7月21日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認についてのはがきが届き、自分が脱退手当金を受給していることを知った。しかし、申立期間に係る脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和46年7月21日以前10年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を有する3名のうち、申立人のみに脱退手当金の支給記録があることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、最初に勤務した被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたとされる日の直後には、国民年金に加入し、その後60歳になるまで国民年金保険料を納付し続けていることを踏まえると、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 32 年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の元従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人がA社の直前に勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、B社は昭和 32 年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日にA社が厚生年金保険の適用事業所となっており、同日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している従業員11人のうち、申立人を除く10人が、同日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことについて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡しているが、A社及びB社の元取締役の経理部長は、B社は昭和 32 年5月に債務超過にて経営が行き詰まり閉鎖され、すぐにA社が設立されたが、事業内容はそのまま継続して行われており、その際、B社に勤務していた申立人を含む女性事務員は全員、引き続きA社に勤務し、間断なく給与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 32 年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 4 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、4 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 16 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、16 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 5 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 11 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、11 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 12 月 12 日の標準賞与額に係る記録を 26 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 12 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 法人が当該賞与について届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人から提出された「賞与集計表」により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与集計表」において確認できる保険料控除額から、26 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年6月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,900円、同年5月から25年3月までは5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月10日から25年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には21歳で入社し、69歳で退職するまで48年間継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険の加入記録及び同僚の回答から判断すると、申立人は、同社に昭和22年5月18日に入社し、平成7年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和22年6月10日に被保険者資格を取得し、24年5月までの標準報酬月額の改定が記録されているものの、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

このことについて、年金事務所は、当時の状況が不明であるため、申立人の資格喪失日は不明である旨回答していることから、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年6月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和22年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,900円、同年5月から25年3月までは5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年8月31日から4年1月24日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月24日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には事務職として平成4年2月末日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年8月31日から4年1月24日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録から、A社における申立人を含む19人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年8月31日（現在は、平成4年1月27日に訂正されている。）より後の4年1月24日付けで、3年10月の定時決定が取り消され、同年8月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、当該期間も法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成3年8月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理が有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該処理日である4年1月24日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年7月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成4年1月24日から同年3月1日までの期間については、上記雇用保険の加入記録等から、申立人が当該期間もA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該期間について、申立人はA社に係る給与明細書等を保管しておらず、また、当時の上司から提出のあった同社に係る源泉徴収簿によると、当該期間において厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できることから、申立人についても当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、A社は既に適用事業所ではなくなっており、また、事業主も死亡しているため、当該期間における同社の社会保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年1月31日から21年6月1日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者の資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年1月から同年3月までは65円、同年4月から21年3月までは80円、同年4月及び同年5月は210円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月31日から22年1月21日まで

A社に勤務した申立期間の船員保険の加入記録が無い。申立期間において、複数の船舶に乗船しており、そのうちC丸、D丸に乗船したことは明確に記憶しているので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社から提出された申立人に係る普通海員履歴簿によると、申立人は昭和17年10月から21年5月31日に徴用解除されるまでの期間、継続してA社に在籍していたことがうかがえ、申立期間のうち、20年1月31日から同年5月2日までの在船記録及び同年11月6日から21年5月13日までの「C丸」及び「D丸」の乗船記録が確認できる。

また、B社は、上記在籍期間における船員保険被保険者資格の取得及び喪失等の手続は全て当時の戦時海運管理令による特別法人であるE会が行っていた旨供述している上、F省から提供のあった同会に係る資料によると、申立人が乗船していたと記憶する「C丸」及び「D丸」について、同会の使用船舶一覧に記録があることが確認できることから、申立人は、申立期間において、同会管理下の船舶に乗船していたと推認できる。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿では、複数のページに申立人の氏名の記載が確認できる。

一方、上記名簿のうちの1ページにおいて、申立人の氏名が記載された欄の備考欄に昭和21年4月1日に「月額変更（改定）」が行われたことを表す記載があるが、申立人を含む複数の被保険者の資格取得日及び資格喪失日の記載は無い。

このことについて、A社管轄の年金事務センターに確認したところ、同センターでは、上

記名簿上の備考欄の記載のみでは資格記録を訂正するまでには至らないとするとともに、上記名簿の本来の表紙は確認できない旨供述している。

また、上記名簿のうち別のページにおいて、申立人と同様、備考欄に昭和 21 年 4 月 1 日に「月額変更（改定）」が行われたことを表す記載がある被保険者 3 人の船員保険被保険者台帳を確認した結果、全員について、同年 4 月 1 日に「月額変更（改定）」が行われたことが変更欄に記載されている記録が確認できるところ、当該記録に係る資格取得日及び資格喪失日の記載は無い。これらのことから、当時の社会保険事務所（当時）の年金記録管理が必ずしも適切に行われていなかったことがうかがえる。

なお、申立期間のうち、昭和 20 年 5 月 3 日から同年 11 月 5 日までの期間及び 21 年 5 月 13 日から同年 5 月 31 日までの期間については、上記海員履歴簿からは乗船の事実の確認できないものの、改正船員法第 18 条の施行に伴い同年 4 月 1 日以降、申立人は乗船の有無にかかわらず、予備船員として A 社の船員保険被保険者資格を有していたものと考えられる。

これらのことから、申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 1 月 31 日から徴用解除された 21 年 5 月 31 日までの期間において、船員保険被保険者資格を有していたものと考えのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における船員保険被保険者の資格喪失日は、徴用解除された日の翌日である昭和 21 年 6 月 1 日であると認められる。

また、昭和 20 年 1 月から 21 年 5 月までの標準報酬月額は、申立人の A 社における社会保険事務所の記録から、20 年 1 月から同年 3 月までは 65 円、同年 4 月から 21 年 3 月までは 80 円、同年 4 月及び同年 5 月は 210 円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 21 年 6 月 1 日から 22 年 1 月 21 日までの期間については、上記履歴簿では徴用解除後の期間であり、A 社での勤務の実態を確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚 4 人について、二人は被保険者記録を特定することができず、他の一人は死亡しており、残りの一人に照会を行ったところ、申立人のことは記憶しているものの、申立人の A 社における勤務期間及び乗船していた船舶の記憶も無いことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

なお、上記同僚のうち、回答があった一人及び死亡している一人について、船員保険被保険者台帳によると、申立人が申立てを行っている船舶名とは別の船舶名での被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人が乗船していた「G丸」に係る船員保険被保険者名簿から、当該期間に被保険者記録のある従業員 3 人について照会したところ、二人は死亡又は宛所不明により回答を得られず、残りの一人については、当時の記憶が無いことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月1日から同年6月1日まで

B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はA社に出向となったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事記録により、申立人は同社及び関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和38年5月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年6月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できず、同社の代表者は所在が不明である上、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和 55 年 4 月 11 日）及び資格取得日（昭和 56 年 1 月 5 日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 11 日から 56 年 1 月 5 日まで
② 昭和 56 年 9 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

A社に営業職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、同社には、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は、同社において昭和 55 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 4 月 11 日に資格を喪失後、56 年 1 月 5 日に同社において再度資格を取得しており、55 年 4 月から同年 12 月までの申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間①のうち一部期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、A社において昭和 55 年 3 月 1 日から 56 年 9 月 30 日まで厚生年金保険の加入記録が確認できる申立人の上司は、申立人は営業職として途中で辞めることなく、継続して勤務していたとしている。

さらに、上記被保険者名簿によりA社において昭和 55 年 3 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで加入記録が確認できる同僚は、申立人は営業職で自身と勤務条件が同じであり、途中で辞めることなく継続勤務していたと供述している。

これらのことから、申立人は、申立期間①においてA社に継続して勤務していたこ

とが認められる。

加えて、同僚、上司及び役員は、当時、社員は全員厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていたとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②においてもA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人の申立期間②に係るA社における雇用保険の離職日は、昭和 56 年 9 月 30 日と記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によれば、A社は昭和 56 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は、当時の資料を保管していないことから、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明であるとしている。

さらに、上記被保険者名簿により申立人と同日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる役員及び上司は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降の給与からの保険料控除については、不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年6月1日までの期間について、申立人のA会管理下のB社（現在は、C社）のD船舶における船員保険の資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和20年4月1日から同年8月15日まで

D船舶に乗船した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。乗船期間を確認できる資料は無く、下船した時期をはっきり覚えていないが、申立期間まで同船舶において籍があったことは確かなので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係るA会管理下のB社のD船舶における船員保険の被保険者記録は、昭和19年10月20日から20年4月1日までとされていることが確認できる。

しかし、B社のD船舶に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日の記載が無い上、申立期間に同船に乗り組んだ複数の船員の被保険者記録においても資格喪失日の記載が無いことが確認できる。

また、D船舶に乗船し、申立人と同様、上記被保険者名簿から資格喪失日が確認できない元船員は、「申立人のことを知っている。船員手帳は持っていないが、昭和20年5月頃に、申立人と一緒に同船舶を下りた記憶がある。」旨回答していることから判断すると、申立人は、同年5月31日までD船舶に乗船していたと認められる。

このため、申立人のB社における船員保険被保険者資格に係る社会保険事務所（当時）の記録管理は適切であったとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、オンライン記録による申立人のB社における船員保険被保険者の資格喪失日に係る記録は有効なものとは認められず、申立人を記憶する上記船員の回答から判断し、事業主は、昭和20年6月1日に申立人に係る船員保険被保険

者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 20 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については、申立人の B 社の D 船舶における上記被保険者名簿の記録から、60 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 20 年 6 月 1 日から同年 8 月 15 日までの期間については、A 会が作成した喪失船舶一覧表及び E 国海軍歴史センター資料によると、D 船舶は、同年 6 月 19 日に、同国潜水艦により、F 半島 G 沖で撃沈されたことが確認できる。

また、A 会は既に適用事業所ではなくなっており、C 社は、「D 船舶は昭和 20 年 4 月 1 日以後、A 会の管理下となったため、申立人に係る当該日より後の記録については不明である。」旨回答していることから、申立人の船員保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を平成3年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月27日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D国民健康保険組合の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る人事原簿から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（平成3年7月1日にA社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における平成3年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 16 日は 85 万円、19 年 12 月 14 日は 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 16 日
② 平成 19 年 12 月 14 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表、部課別給与支給一覧表及び部課別給与控除一覧表から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表等で確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 16 日は 85 万円、19 年 12 月 14 日は 100 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出漏れにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 16 日は 24 万円、19 年 12 月 14 日は 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 16 日
② 平成 19 年 12 月 14 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表、部課別給与支給一覧表及び部課別給与控除一覧表から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表等で確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 16 日は 24 万円、19 年 12 月 14 日は 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出漏れにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 12 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 16 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除一覧表で確認できる保険料控除額から、12 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出漏れにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された部課別給与支給一覧表及び部課別給与控除一覧表から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記部課別給与控除一覧表で確認できる保険料控除額から、10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出漏れにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成2年12月から3年9月までは15万円、同年12月から4年11月までは16万円、同年12月から6年11月までは20万円、同年12月から7年11月までは22万円、同年12月から8年11月までは24万円、同年12月から9年11月までは26万円、同年12月から10年11月までは28万円、同年12月から12年2月までは30万円、同年3月から同年11月までは32万円、同年12月から15年3月までは34万円、同年4月から同年11月までは44万円、同年12月から16年11月までは36万円、同年12月から19年7月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年8月1日から20年4月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月まで及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額59万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②及び③については、それぞれ標準賞与額10万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ10万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月9日から平成20年4月1日まで
② 平成19年8月20日
③ 平成19年12月28日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無い。一部期間の給料支払明細書及び給与振込額が確認できる一部期間の預金通帳の写しを提出するので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和62年3月9日から平成20年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①のうち、昭和62年3月9日から平成19年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を適用し、同年8月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、当該期間のうち、平成2年12月から3年9月まで、4年12月から7年11月まで、9年12月から14年11月まで及び16年12月から19年7月までの期間については、申立人から提出された一部期間の給料支払明細書、預金通帳の写し及び区役所から提出された15年度（14年分）、20年度（19年分）の課税証明書により、当該期間の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書、預金通帳の写し及び課税証明書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成2年12月から3年9月までは15万円、4年12月から6年11月までは20万円、同年12月から7年11月までは22万円、9年12月から10年11月までは28万円、同年12月から12年2月までは30万円、同年3月から同年11月までは32万円、同年12月から14年11月までは34万円、16年12月から19年7月までは38万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成3年12月から4年11月まで及び7年12月から9年11月までの期間については、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないが、複数の同僚から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票により、毎年1月に昇給し、一年間同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、また、ほとんどの期間においてオンライン記録より高い標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できることから、申立人の当該期

間に係る標準報酬月額、オンライン記録より高いことがうかがえる。

したがって、当該期間の標準報酬月額を、上記訂正後の標準報酬月額から、平成3年12月から4年11月までは16万円、7年12月から8年11月までは24万円、同年12月から9年11月までは26万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成14年12月から16年11月までの期間については、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないが、上記のとおり、毎年1月に昇給し、一年間同額の保険料が控除されていたこと、また、同僚から提出された上記給料支払明細書により、A社においては、厚生年金保険料率の改定後しばらくたってから、改定後の保険料率に従い保険料を控除していることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録より高いことがうかがえる。

したがって、当該期間の標準報酬月額を、上記訂正後の標準報酬月額及び平成15年4月に厚生年金保険料率が改定されていることから、14年12月から15年3月までは34万円、同年4月から同年11月までは44万円、同年12月から16年11月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、上記のとおり給料支払明細書、課税証明書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり相違していることから、事業主は、当該控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、昭和62年3月から平成2年11月までの期間については、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないが、複数の同僚から提出された上記給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び複数の同僚の「入社直後は届出どおりの保険料控除額だった。」旨の供述から判断すると、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）と同額であることがうかがえる。

また、申立期間①のうち、平成3年10月及び同年11月については、申立人は給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保有していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できないが、上記のとおり、申立人に係る2年12月から3年9月までの標準報酬月額は15万円であると判断される所、同年10月及び同年11月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は15万円とオンライン記録と同額であることがうかがえる。

このほか、申立期間①のうち、昭和62年3月から平成2年11月までの期間、3年10月及び同年11月について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間①のうち、平成19年8月から20年3月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が26万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書及び課税証明書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成18年4月から同年6月まで及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額59万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、同年8月から20年3月までの標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

- 4 申立人は、申立期間②及び③の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、上記1の厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当該期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

また、申立人及びA社の複数の同僚は、「同社は毎年、10万円の賞与が年3回支払われていた。」と述べているところ、同僚の預金通帳により確認できる賞与の支払日、同僚から提出された賞与明細書、給与所得の源泉徴収票、申立人から提出された上記預金通帳の写し及び上記課税証明書から判断すると、平成19年8月20日及び同年12月28日にそれぞれ10万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことがうかがえる。

したがって、申立期間②及び③の標準賞与額に係る記録を、それぞれ10万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和46年9月29日から同年11月10日までの期間について、A社における資格喪失日は同年11月10日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和46年9月は3万3,000円、同年10月は3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年12月26日まで

A社には昭和46年4月1日から同年12月25日まで勤務したが、同年9月29日からの厚生年金保険の加入記録が無い。また、標準報酬月額が給与額(14万円)に見合う標準報酬月額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年9月29日から同年11月10日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の資格喪失年月日について当初、同年11月10日と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和46年9月29日)の後の47年2月22日付けで当該記録が取り消され、46年9月29日に遡及訂正されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、A社においては、申立人と同様に、昭和47年2月22日付けで一旦記録された被保険者資格喪失日が、46年9月29日に遡及して訂正された者は申立人を含めて10名いるが、申立人に係る当初の資格喪失日である同年11月10日以降も同社において、被保険者資格が継続している者が多数いることが確認できることから、同社においては同年11月10日以降も多数の従業員がおり、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

さらに、A社の事業主は、「申立期間当時の当社の経営状態は良くなかった。」と回答しており、同社の当時の総務課長は、「経営状態が悪く給料を払うのが精一杯で、所得税や社会保険料の支払ができる状態ではなかった。」と回答していることから、同社では申立期間当時、社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が昭和46年9月29日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、上記取消し前の同年11月10日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和46年9月は3万3,000円、同年10月は3万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和46年4月1日から同年11月10日までの期間について、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額について、遡って減額訂正が行われているなど、社会保険事務所による不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、A社は、上記のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない。」と回答しているため、同社及び事業主から申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社における複数の従業員に対し、申立期間当時の給与月額について照会したところ、回答のあった2名のうち、1名が記憶する給与月額（3万3,000円）は、上記被保険者名簿で確認できる標準報酬月額と同額であり、別の1名が記憶する給与月額（2万5,000円）は、上記被保険者名簿で確認できる標準報酬月額よりも低いことから、同社の従業員からも申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高額は、10万円である。

このほか、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保有しておらず、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和46年4月1日から同年11月10日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和46年11月10日から同年12月26日までの期間について、A社は、上記のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない。」と回答しているため、同社及び事業主から、申立人の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社における複数の従業員に対し照会したところ、3名から回答があったが、いずれも「申立人が同社にいつまで勤務していたかは不明である。」と回答しているため、同社の従業員から、申立人の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を保有しておらず、このほか、申

立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年10月1日から12年5月1日までの期間については、事業主が厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から12年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間を含む申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低額となっている。申立期間に係る定時決定の基礎となる平成11年5月から同年7月までの期間のうち、同年6月及び同年7月は産休により報酬支払の基礎日数が20日未満であり、申立期間の標準報酬月額は同年5月分の報酬で算定すべきであるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年10月から12年4月までの期間について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は24万円と記録されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間について、負担すべき厚生年金保険料を免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

また、オンライン記録により、申立人の育児休業期間は、開始年月日が平成11年10月23日、終了年月日が12年4月30日であることが確認できることから、11年10月から12年4月までの期間は、被保険者が負担すべき保険料の徴収が行われない期間であると認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成11年9月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成12年5月から同年8月までの期間については、上記のとおり

り、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定等に基づく申立人に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（平成 11 年 10 月から 12 年 4 月まで）外である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A 社から提出された申立人に係る源泉徴収原簿兼賃金台帳により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていたことは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和20年2月24日から同年10月16日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年2月24日、資格喪失日は同年10月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、200円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和20年10月16日から21年10月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C事業所における資格取得日に係る記録を20年10月16日、資格喪失日に係る記録を21年10月3日とし、当該期間の標準報酬月額を、20年10月から21年3月までは200円、同年4月から同年9月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年2月24日から21年10月3日まで
② 昭和29年8月1日から36年1月1日まで

B社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。申立期間①については、同社に継続して勤務しており、申立期間②は、同社に籍を置き出向の形でD連合会を構成するE会（現在は、F協会）に勤務したが、継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和20年2月24日から同年10月16日までの期間について、オンライン記録によると、申立人はB社C事業所において、19年10月1日に資格取得し、20年2月24日に資格喪失しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿によると、申立人と生年月日及び氏名が同一の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（昭和19年10月1日に資格取得、20年10月16日に資格喪失）が確認できる。

また、B社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和20年2月24日に資格喪失しており、備考欄には「G転勤」と記録されているところ、当時、同社同事業所からG県に転勤した複数の従業員は、申立人と一緒に移ったとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和20年4月16日に被保険者の資格を取得し、同年11月24日に資格を喪失した従業員一人は、「申立人はB社のG工場において自身の上司だった。」としている。

これらを総合的に判断すると、A社に係る上記被保険者名簿の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人の資格取得日を昭和20年2月24日、資格喪失日を同年10月16日として社会保険事務所（当時）に届出をしていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、上記被保険者名簿の記録から、200円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和20年10月16日から21年10月3日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における、申立人の備考欄の「転勤」との記載及び上記の申立人の部下の供述から判断すると、申立人がB社に継続して勤務し（昭和20年10月16日にA社からB社C事業所に異動、21年10月3日に同社同事業所から同社H事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正後の昭和20年9月の標準報酬月額及びB社H事業所における21年10月の社会保険事務所の記録から、20年10月から21年3月までは200円、同年4月から同年9月までは600円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年10月から21年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、D連合会における健康保険の加入記録から、申立人が当該期間に同連合会で勤務していたことが確認できる。

しかし、D連合会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿によると、同連合会は当該期間に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、政府管掌健康保険のみに加入していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、当時、健康保険の被保険者記録がある従業員 35 人のうち、連絡先が判明した 15 人に照会したところ、回答のあった 13 人のうち 4 人は、D 連合会は当時、健康保険のみ加入して厚生年金保険には加入していなかったとしている。

さらに上記 4 人のうちの一人は、B 社から D 連合会への出向者を申立人のほかにもう一人記憶していたことから、当該出向者の年金記録を調査したところ、申立人と同様に、健康保険は昭和 30 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得しているが、厚生年金保険は 36 年 1 月 1 日に資格取得していることが確認できる。なお、当該出向者は既に死亡していることから、この者から申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月8日から40年1月28日まで
② 昭和40年9月16日から41年5月2日まで
③ 昭和41年7月1日から同年11月1日まで
④ 昭和41年11月1日から43年6月19日まで

日本年金機構からはがきをもらって、脱退手当金を受給していることを知った。支給日の頃は、自身の夫が店を出した時期であり、忙しくて受け取りに行く時間は無かったので受給していないはずである。また、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間④に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年6月19日の前後5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給要件を満たす14名の脱退手当金の支給状況を確認したところ、申立人以外には支給記録が無いことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある2社に係る厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が請求したとすれば、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている2社に係る被保険者期間と申立期間である4社の被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、その保険料を納付していることから、申立人が、その当時、脱退手当

金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月2日から45年12月21日まで
② 昭和46年2月1日から同年9月12日まで

年金問題が騒がれるようになって自分の年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることになっていることを知った。そのときまで脱退手当金についての知識は無く、請求及び受給した記憶も無いので、申立期間の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年7か月後の昭和49年4月16日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものとは考え難い。

また、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者原票及び申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、上記脱退手当金支給決定日とされる日の約2年5か月前の昭和46年11月に既に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓で当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、その保険料を納付していることを踏まえると、申立人が、当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月21日から38年5月1日まで
② 昭和40年1月5日から41年1月1日まで
③ 昭和41年1月1日から同年9月1日まで

年金受給開始時に社会保険事務所（当時）で脱退手当金を受給していることになっていることを知り、不審に思っていたところ、平成22年秋に、日本年金機構からはがきをもらった。しかし、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に対する脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年9か月後の昭和44年6月17日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が3回の申立期間のいずれの期間よりも長い32か月の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立人はA社を退職直後に国民年金に加入し、その保険料を納付していることから、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から44年4月21日まで
② 昭和44年5月16日から同年8月15日まで
③ 昭和44年11月1日から45年7月1日まで
④ 昭和45年7月1日から46年2月1日まで

ねんきん特別便を受け取った際に、脱退手当金を受給したことになっていることを知り、納得できずにいたところ、昨年、日本年金機構から脱退手当金を受け取っていないと思われる方は相談してほしい旨のはがきが来たので、年金事務所に行って相談した。私は、脱退手当金を受け取る理由が無く、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する脱退手当金は、申立期間④に勤務したA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約27か月後の昭和48年5月4日に支給決定されたことになっている上、同社は退職者の脱退手当金の代理請求を行っていないと供述していること、さらには、同社において被保険者となっている女性従業員であって、脱退手当金の支給記録のある者が申立人以外にいないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金は、支給決定日とされる日の直前の2回の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、当該2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている2社に係る被保険者期間と申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年6月13日、同年12月12日及び16年6月11日について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年6月13日は5万5,000円、同年12月12日は25万4,000円、16年6月11日は23万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から20年9月1日まで
② 平成15年6月13日
③ 平成15年12月12日
④ 平成16年6月11日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②から④までの標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②から④までについて、申立人から提出のあったA社に係る賞与明細書により、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年6月13日は5万5,000円、同年12月12日は25万4,000円、16年6月11日は23万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことについて明

確な回答をしていないが、A社が加入していた健康保険組合は、「事業所からの平成18年以降の賞与支払届は提出されているが、それ以前は提出されていない。」旨回答しており、当該期間の標準賞与額の記録を確認することができないことから、事業主が申立てに係る賞与の届出を行ったにもかかわらず、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、社会保険事務所に対して当該賞与の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった当該期間の給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年1月から同年4月までは53万円、同年5月から同年9月までは44万円、同年10月から6年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年2月28日まで
A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年4月までは53万円、同年5月から同年9月までは44万円、同年10月から6年1月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年2月28日の後の同年3月7日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、当該減額訂正処理日の平成6年3月7日において同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の元従業員は申立人について、「営業職である。」旨供述していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、上記のA社の元従業員一人は、「期間は特定できないが、会社の経営が悪くて給与が下がったことや辞めていく従業員が多かったのは覚えている。」旨供述している。

加えて、申立期間当時、A社の監査役であった税理士は、「資料の保管は無いが、平成5年くらいには会社の経営状態は悪くなっていった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保

險事務所に当初届け出た、平成5年1月から同年4月までは53万円、同年5月から同年9月までは44万円、同年10月から6年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格取得日は昭和 18 年4月2日、資格喪失日は 19 年6月1日であると認められ、同社B工場における資格取得日は同年6月1日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 18 年4月から 19 年5月までは 30 円、同年6月から 20 年4月までは 20 円、同年5月から同年7月までは 50 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月から20年8月まで
: ② 昭和28年4月1日から29年12月30日まで

A社に勤務した申立期間①及びC社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社には昭和 18 年4月に入社し、戦争が激しくなって疎開し、終戦により退職した。また、C社には 26 年に入社し、申立期間②も勤務したので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における厚生年金保険被保険者記録は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、資格取得日は昭和 18 年4月2日、資格喪失日は 19 年6月16日であることが確認できる。また、同社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、上記被保険者台帳の記号番号と同一の番号で、資格取得日は同年6月1日と記録され、20 年5月の標準報酬月額の記載はあるが、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

また、オンライン記録では、上記被保険者台帳の記号番号で、資格取得日が昭和 18 年4月2日、資格喪失日が 19 年6月16日と記録されているほか、同年6月1日の再取得が記録されているが、資格喪失日の記録は無く、当該記録は不備記録のため、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

さらに、年金事務所は、A社B工場が適用事業所でなくなった日は不明であり、同工場に係る上記被保険者名簿に基づき、申立人以外の従業員の資格喪失日を確認した

ところ、昭和 20 年 8 月 16 日及び同年 8 月 31 日に資格喪失した者がいるが、申立人の資格喪失日を上記被保険者名簿で確認することはできないとしている。

このため、上記被保険者名簿により、A社から同社B工場に異動し、申立人と同じ資格取得日（昭和 19 年 6 月 1 日）であることが確認できる従業員に照会したところ、申立人が同社から同社B工場に異動したことを記憶している旨供述している。

また、昭和 20 年 8 月当時の状況について従業員の一部（昭和 20 年 8 月 16 日資格喪失）は、「B工場周辺が集中攻撃された。各自避難し、一時帰宅して、そのままになった。」と回答し、また、別の一人（昭和 20 年 8 月 19 日資格喪失）は、「同年 7 月 17 日夜、艦砲射撃により工場は全て崩壊し、事務所は炎上した。同年 8 月 1 日は大空襲だった。工場の整備、負傷者の移送等に従事し、自身の退職日は同年 8 月 18 日だったので、社会保険事務所で確認してもらった。」旨回答している。

一方、申立人は、A社B工場での退職日について、「終戦により退職した。」と申立書に記述しており、上記従業員の供述内容と符合していることから、申立人は、終戦まで同社に勤務していたものと考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和 18 年 4 月 2 日、資格喪失日は 19 年 6 月 1 日であると認められ、同社B工場における資格取得日は同年 6 月 1 日、資格喪失日は 20 年 8 月 16 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記各被保険者名簿の記録から、昭和 18 年 4 月から 19 年 5 月までは 30 円、同年 6 月から 20 年 4 月までは 20 円、同年 5 月から同年 7 月までは 50 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、C社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和 49 年 10 月に解散しており、事業主も死亡していることから、当該期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除を確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚の回答から、申立人がC社に勤務していたことは確認できるが、回答のあった 3 人の従業員のうち、二人は、「時期ははっきりしないが、申立人は、病気であった。」と供述していることから、申立人が当該期間に継続して勤務していたことは確認できない。

一方、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 26 年 10 月 1 日、資格喪失日は 28 年 4 月 1 日と記載されており、29 年 8 月 25 日に書換え後の同被保険者名簿には申立人の記載は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より大幅に低くなっているので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初 44 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 6 年 2 月 4 日）より後の平成 7 年 9 月 13 日付けで、8 万円に遡って訂正処理されていることが確認できる上、同社において申立人のほかに代表取締役及び従業員一人についても、同日付けで同様に訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は平成 3 年 7 月に同社の取締役に就任したが、当該訂正処理が行われた 7 年 9 月 13 日において既に同社の取締役に退任していたことが確認でき、同社の従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業担当者であり、厚生年金保険関係事務及び経理事務に関与する立場には無かった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（5万6,000円）であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を5万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月5日から42年7月1日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は5万6,000円と記載され、管轄の社会保険事務所において、昭和41年12月21日付けで当該通知書に確認印が押されていることが確認できる。

また、申立人が保管する給与支払明細書により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を5万6,000円として届出を行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 15 日は 43 万 2,000 円、同年 12 月 15 日は 51 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 15 日
② 平成 19 年 12 月 15 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 7 月 15 日は 43 万 2,000 円、同年 12 月 15 日は 51 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成19年7月15日は35万7,000円、同年12月15日は47万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月15日
② 平成19年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成19年7月15日は35万7,000円、同年12月15日は47万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 15 日は 34 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 48 万円、20 年 7 月 15 日は 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 15 日
② 平成 19 年 12 月 15 日
③ 平成 20 年 7 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成 20 年 7 月 16 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、賞与明細書により、同年 7 月 15 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 7 月 15 日は 34 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は

48万円、20年7月15日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成19年7月15日は31万5,000円、同年12月15日及び20年7月15日は43万4,000円、同年12月15日は37万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月15日
② 平成19年12月15日
③ 平成20年7月15日
④ 平成20年12月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成20年7月16日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、賞与明細書により、同年7月15日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保

険料控除額及び賞与額から、平成19年7月15日は31万5,000円、同年12月15日及び20年7月15日は43万4,000円、同年12月15日は37万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 15 日は 37 万 8,000 円、同年 12 月 15 日は 48 万円、20 年 7 月 15 日は 40 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 48 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 15 日
② 平成 19 年 12 月 15 日
③ 平成 20 年 7 月 15 日
④ 平成 20 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成 20 年 7 月 16 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、賞与明細書により、同年 7 月 15 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保

険料控除額及び賞与額から、平成19年7月15日は37万8,000円、同年12月15日は48万円、20年7月15日は40万5,000円、同年12月15日は48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、16 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、賞与支払年月日について、A社は、平成 20 年 7 月 16 日として年金事務所に訂正の届出を行っているが、賞与明細書により、同年 7 月 15 日に賞与を支給していることが確認できることから、当該日を賞与支払年月日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、16 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、43 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しから、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、43 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 45 年 4 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年 6 月 18 日であったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 45 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については 3 万 3,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 8 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に入社して昭和 45 年 4 月 8 日に資格取得していることは確認しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和 45 年 4 月 8 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、事業主が社会保険事務所に対し、申立人が被保険者資格を取得する旨の届出を行っていることが認められるところ、同年 6 月 18 日付けで資格取得の取消処理が行われていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 45 年 4 月 8 日、又は同年 4 月 1 日に資格を取得し、同年 6 月 18 日付けで資格取得を取り消されている従業員が 57 人確認できる。当該取消処理について、年金事務所は、「資料の保存期間経過のため廃棄済みである。」旨回答しており、処理の経過及び申立人の資格喪失日について確認することができない。

さらに、上記従業員 57 人のうち、連絡先を把握できた 30 人に照会したところ、17 人から回答があり、6 人が申立人を記憶しており、そのうち二人が、「申立人は 7 月末まで勤務していた。」旨供述している。

加えて、上記従業員のうち 8 人は、「申立期間当時、A社の経営状況は悪化してい

た。」旨供述している。

これらのことから判断すると、A社は、申立期間のうち、昭和45年4月8日から同年6月18日までの期間については、当時の厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、事業主が多数の従業員に係る厚生年金保険の資格取得届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所において、後日、遡って被保険者資格記録を取り消す処理に合理的な理由は見当たらず、申立人が同年4月8日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったと認められ、かつ、社会保険事務所が被保険者資格の取得を取り消す処理を行った同年6月18日まで厚生年金保険被保険者であったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、取消し前の上記被保険者名簿の記載から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和45年6月18日から同年8月1日までの期間については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の居住地に照会文書を送付したところ、受取人不在で返送され、連絡が取れないことから、申立人の当該期間の勤務状況について確認することができない。

また、申立人及び複数の従業員が、「給与の支給は遅配、又は支払われていなかった。」旨回答していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C社（現在は、D社）への異動は転籍で、申立期間も給与は継続的に支給されており、厚生年金保険料は控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社において昭和52年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C社において同年4月1日に資格を取得していることが確認できる従業員二人から提出のあった同年3月分の賃金支給明細書及び同年4月分の給与明細書により、いずれの月についても、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時におけるA社の人事担当であった従業員は、「失業保険の届出と勘違いして、退職日を喪失日として届けてしまったと思われる。申立人が勤務していたことに間違いは無く、保険料は控除していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不

明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和 52 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年9月30日は5万円、17年7月31日は18万6,000円、同年12月31日は26万円、19年12月28日は31万円、20年8月31日は21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月
② 平成17年7月
③ 平成17年12月
④ 平成19年12月
⑤ 平成20年8月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与一覧表」及び申立人の所持している賞与明細書により、申立人は、平成16年9月、17年7月、同年12月、19年12月、20年8月に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①について、申立人は、賞与明細書に「2004年8月分」と記載されていることから、平成16年8月と申し立てているが、A社は、「給与一覧表」に「2004年9月」と記載してあるとおり、同年9月に賞与を支給したとしている。この相違について、同社は、当初、同年8月に支給を予定していたところ、同年9月に支給がずれたので、「給与一覧表」については実際の支払月に直したが、賞与明細書は作成してあったものをそのまま使用したためであるとしている。

また、賞与支払日について、上記「給与一覧表」及び賞与明細書からは確認できず、

A社は、賞与は現金を各従業員が事業所に取りに行く方法で支給していたため、社会保険事務所（当時）に届け出る賞与支払年月日は、支給が確定した日を設定して記入しているが、申立期間の支払日については、申立期間当時の資料が無いため、日付が確認できないとしている。

さらに、健康保険組合の記録によると、申立期間①、②、③及び⑤の申立人の標準賞与額の記録は無く、申立期間④の賞与支払年月日は、平成19年12月28日と記録されている。

加えて、申立人は、賞与支払日について確認できる資料を所持しておらず、具体的な日付については記憶していない旨供述している。

また、オンライン記録により、申立期間にA社の被保険者となっていることが確認できる者の申立期間の標準賞与額の記録を確認したところ、申立期間の標準賞与額の記録がある者はおらず、申立期間の賞与支払年月日が確認できない。しかし、賞与支払届では、月を単位として標準賞与額を届け出ることから、申立期間④以外の賞与支払日は、便宜上その月の暦日の最終日とすることが妥当である。

したがって、申立期間の賞与支払年月日について、申立期間①は平成16年9月30日、申立期間②は17年7月31日、申立期間③は同年12月31日、申立期間④は健康保険組合の記録から19年12月28日、申立期間⑤は20年8月31日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「給与一覧表」及び賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年9月30日は5万円、17年7月31日は18万6,000円、同年12月31日は26万円、19年12月28日は31万円、20年8月31日は21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、申立期間の社会保険事務所からの賞与決定通知書が無く、賞与支払届は健康保険組合とは別々に送付することから、厚生年金保険に係る賞与支払届の送付漏れが考えられる旨供述していること、健康保険組合においても、申立期間①、②、③及び⑤の申立人の標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、申立期間①は24万円、申立期間②は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月1日から52年10月1日まで
② 昭和63年8月1日から同年10月1日まで

日本年金機構の「厚生年金加入記録のお知らせ」によると、A社（現在は、B社）C工場に勤務した期間のうちの申立期間①及び同社D支店に勤務した期間のうちの申立期間②に係るそれぞれの標準報酬月額の記録は、退職時に同社から受領した資料「厚生年金保険記録照会」に記録されている標準報酬月額と相違している。賃金支払控除明細書等の資料を提出するので、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社C工場に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は22万円と記録され、申立期間②について、同社D支店に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は44万円と記録されている。

一方、企業年金連合会から提出されたA社厚生年金基金の加入員記録である「中脱記録照会（回答）」では、申立期間①は昭和51年10月の定時決定により24万円に変更され、申立期間②は63年8月の随時改定により47万円に変更されていることが確認できる。

また、B社は、社会保険事務所及び厚生年金基金への各種届出について、申立期間当時に複写式の様式を使用していたかは不明としているが、平成元年より同社の給与及び社会保険を担当していた元従業員は、担当となった時点において既に複写式を使用し、社会保険事務所及び厚生年金基金へ同一の届出用紙を提出していた旨供述している上、申立期間①及び②を除く昭和42年6月1日（厚生年金基金設立日）から平成10年4月1日（被保険者資格喪失日）までの期間について、オンライン記録と当該基金の記録は

一致しており、申立期間に同基金の届出書が、複写式ではなかったとする事情も認められない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行っていたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和40年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月21日から同年6月7日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された社員台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年5月21日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和40年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から同年11月21日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の平成5年3月1日付けで41万円に引き下げられているので、訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年11月21日）の後の平成5年3月1日付けで、4年10月の定時決定が取り消され、同年7月に遡って41万円に減額訂正されており、申立人以外の複数の従業員の標準報酬月額も遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、同社では営業担当役員であり、上記遡及減額訂正が行われた平成5年3月1日より前に同社を退職しており、当該遡及減額訂正については知らなかった旨供述している。このことは、事業主、他の役員及び同僚の供述からもうかがわれ、申立人は、申立期間当時に社会保険の手続には関与していなかったと判断できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、同社は、平成4年12月*日に破産宣告を受けていることが確認できるほか、事業主及び同僚は、申立期間頃は経営的に厳しい状況であり資金繰りに苦勞していた旨供述していることから、同社に係る滞納処分票等は保管されていないものの、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

なお、申立人の保管する平成4年8月及び同年9月の給与明細書では、厚生年金保険の標準報酬月額53万円（当時の上限額）、健康保険の標準報酬月額71万円に相当する

保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、同年 8 月から 56 年 3 月までの期間、同年 10 月から 57 年 6 月までの期間、同年 10 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から平成元年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 54 年 8 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 57 年 6 月まで
④ 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで
⑤ 昭和 62 年 4 月から平成元年 9 月まで

私は、平成元年のお盆休みに帰省した際に母から未納の国民年金保険料を納付するように言われ、100 万円を受け取り、それまで未納だった保険料を遡って全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続後は国民年金の保険料をあまり納付しておらず、平成元年に帰省した際に、母親から未納となっていた保険料を納付するために 100 万円を受け取り、同年 8 月に遡って申立期間の保険料を納付したと説明しているが、当該納付したとする時点では、申立期間①、②、③、④及び申立期間⑤のうちの昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は時効により納付することができない期間であること、申立期間⑤の直前の昭和 61 年度の申請免除期間の保険料を平成 4 年 3 月 11 日に追納していることがオンライン記録で確認でき、当該追納時点では申立期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、保険料を遡って納付したのは年金の受給資格期間を満たすためだったと説明しているが、申立人が遡って納付したとする元年 8 月時点では、60 歳に到達するまで保険料を納付すれば納付月数は 306 か月となり受給資格期間を満たすことが可

能であり、受給資格期間を満たすために遡って納付しなければならない状況にはなかった。

さらに、申立人は、当該納付をしたとする時点以後は定期的に保険料を納付していたと説明しているが、平成元年10月から同年12月までの期間及び2年2月及び同年3月の保険料を過年度納付していること、及び平成3年度の保険料を3年5月31日に免除申請して保険料を免除され、その後4年6月4日に当該免除の取消が行われていることがオンライン記録で確認でき、当該納付をしたとする時点から定期的に保険料を納付していた状況も見られないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11442 (事案 9004 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から町会長でもあるアパートの大家に、夫婦二人分の国民年金保険料を家賃及び町会費と一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、1回目の手帳記号番号は、昭和 36 年 1 月頃に母親及び兄と連番で実家所在地の村で払い出されていることが払出簿から確認でき、当該手帳記号番号では申立期間直前の同年 4 月分の保険料の納付記録しかないことが被保険者台帳から確認できるほか、当該被保険者台帳の記載から、被保険者台帳は、42 年 9 月 11 日に申立人の実家所在地を管轄する社会保険事務所(当時)から一時申立人の夫の実家所在地を管轄する社会保険事務所に移管され、その後 43 年 4 月 15 日に上記の県内の区を管轄する社会保険事務所に移管されていることが確認でき、同時点まで、申立人は上記県内の区で当該手帳記号番号の被保険者として把握されていなかったと考えられる。また、二つ目の手帳記号番号は、申立期間後の昭和 41 年 8 月頃に夫と連番で上記県内の区で払い出されていることが払出簿から確認でき、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該払出簿の夫の手帳記号番号欄には「重複」「取消」及び「廃棄」の記載があり、夫については、当該払出時点まで以前に居住していた区で既に払い出された手帳記号番号で保険料を納付していたことから、取消等の処理がなされたと考えられるが、申立人については、上記のとおり、当該払出時点まで被保険者として把握されておらず、保険料が未納であったことから夫と同様の処理が行われなかったと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年11月17日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、前回の申立てと同様、昭和36年4月から当時居住していた区で夫婦二人分の保険料を国民年金の加入を勧めたとする町会長に納付していたと主張しているが、36年1月に払い出された1回目の手帳記号番号の被保険者台帳には、昭和38年度及び39年度欄に「時効消滅」の押印があり、備考欄に、43年4月15日に申立期間当時居住していた県内の区を管轄する社会保険事務所に被保険者台帳が移管された旨が記載され、及び欄外に「不在被保険者」と記載されていることが確認でき、申立人は36年4月分の保険料を納付した後、申立期間当時に居住していた区で当該手帳記号番号の被保険者として把握されておらず、不在被保険者として扱われていたと考えられること、申立人は37年4月*日に婚姻しているが、国民年金の氏名変更、住所変更等の手続を行った記憶が曖昧であることなど、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年7月までの期間、48年2月から同年8月までの期間、50年6月から51年8月までの期間、57年5月から同年9月までの期間、平成2年2月及び同年3月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から47年7月まで
② 昭和48年2月から同年8月まで
③ 昭和50年6月から51年8月まで
④ 昭和57年5月から同年9月まで
⑤ 平成2年2月及び同年3月

私は、国民年金の付加保険料の納付制度が発足した当初に、区の職員から勧められて付加保険料の納付の申出をして、付加保険料を納付したはずである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、区の職員に勧められ、元妻と離婚した昭和46年頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続をした際に、付加保険料の納付の申出をし、付加保険料を納付していたと説明しているが、申立期間①、②、③及び④については、申立期間④の翌年の58年11月9日に作成された年度別納付状況リストでは、申立人は、「附加申出年月」欄が空欄になっており、「納付方法」欄には定額保険料の3か月ごとの納付を示す記号の記載が確認できる一方、申立人の妻は、当該リストでは、「附加申出年月」欄に「5405」と記載されており、54年5月に付加保険料の納付の申出をしたことが確認できるほか、「納付方法」欄には、定額保険料及び付加保険料の3か月ごとの納付を示す記号の記載が確認できることから、申立人は当該リスト作成時点で付加保険料の納付の申出をしていなかったと考えられること、申立期間③直後の51年9月分の保険料1,400円が52年1月22日に還付されていることが、還付・充当・死亡一時金

等リスト及び還付整理簿から確認でき、当該納付済みの額は定額保険料額であることなど、申立人がこれらの期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤については、婚姻後は付加保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、当該期間は定額保険料のみの納付であり、付加保険料の納付の申出をした記録は無いこと、オンライン記録では申立人は平成9年7月8日に付加保険料の納付の申出をしていることは確認できるが、当該期間の付加保険料の納付の申出をした記録は無いことなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11446 (事案 4316 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、国民年金制度発足当初から私の妻が集金人に継続して納付していた。未納の期間が残っていたとしても、未納の保険料は昭和 47 年に特例納付で全額納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の妻は、申立期間の保険料が未納となっていた場合に納付したとする昭和 47 年の特例納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人の妻は、昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料の領収証書を新たに提出し、特例納付のために 47 年に納付した保険料の一部は、現年度納付で既に納付済みとなっている 47 年度の保険料として誤記されたため、同年度は特例納付と現年度納付の重複納付になっていると主張しているが、特殊台帳で確認できる特例納付による納付期間は 43 年度 1 年分のみであること、47 年度の保険料は制度上、第 1 回特例納付では納付できず、申立人の所持する領収証書でも市役所窓口又は金融機関において現年度納付していることが確認でき、47 年度の保険料は重複納付したものとは認められないこと、申立期間は特殊台帳でも未納と記録されていることなどのほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、委員

会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11447 (事案 4315 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、国民年金制度発足当初から私が集金人に継続して納付していた。未納の期間が残っていたとしても、未納の保険料は昭和 47 年に特例納付で全額納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間の保険料が未納となっていた場合に納付したとする昭和 47 年の特例納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの保険料の領収証書を新たに提出し、特例納付のために 47 年に納付した保険料の一部は、現年度納付で既に納付済みとなっている 47 年度の保険料として誤記されたため、同年度は特例納付と現年度納付の重複納付になっていると主張しているが、特殊台帳で確認できる特例納付による納付期間は 43 年度 1 年分のみであること、47 年度の保険料は制度上、第 1 回特例納付では納付できず、申立人の所持する領収証書でも市役所窓口において現年度納付していることが確認でき、47 年度の保険料は重複納付したものと認められないこと、申立期間は特殊台帳でも未納と記録されていることなどのほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことか

ら、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年7月まで
私は、妹に勧められて昭和42年8月22日に国民年金に任意加入し、以後の国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和42年8月22日に国民年金の任意加入手続を行ったと説明しているが、申立人が所持する年金手帳には、任意加入日が「43年8月22日」と記載され、申立期間は国民年金に任意加入する前の未加入期間であるため保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は昭和43年8月22日に発行された国民年金手帳を所持しており、申立期間を含む42年4月から43年7月までの期間の印紙検認記録欄には斜線が引かれているほか、申立人は上記の手帳以外の手帳を受け取ったことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月及び同年5月

私は、国民年金の加入手続に市役所に行ったとき、市役所の職員から国民年金保険料の未納分を全額納付しないと第3号被保険者の手続はできないと言われたため、未納となっていた保険料の納付書を作成してもらい、全額納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年7月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は上記の年金手帳以外に別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間直後の平成3年6月及び同年7月分の保険料は5年7月19日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年6月まで
私は、昭和62年4月に当時居住していた区の出先機関で国民年金の加入手続を行い、過去2年分の国民年金保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和62年4月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、63年8月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所は当時居住していた区の出先機関であったと説明しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする時期に当該区で住民登録はされていなかったことが戸籍の附票で確認でき、このことから、申立人が加入手続を行ったとする時点では当該区で国民年金の加入手続を行うことができなかったと考えられる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年3月まで

私は、母が私の20歳からの国民年金保険料を納付したと母から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間中の昭和53年10月に払い出されており、手帳記号番号が申立人と同日に払い出されている申立人の両親は、当該払出時点で60歳に到達するまで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから受給資格期間を満たすために必要となる納付月数分の保険料を特例納付等により遡って納付していることが特殊台帳等で確認できるが、申立人は、当該払出時点で、60歳に到達するまで保険料を納付すれば受給資格期間を満たしており、特例納付等をしなければならない状況にはなかったほか、申立期間の保険料を納付したとする母親は、申立人の保険料を自身及び父親と同じように遡って納付した記憶が無く、保険料の納付時期、納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時に申立人に対して別の手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から63年6月まで

私は、昭和63年11月に実家に戻り、金銭的な余裕ができた頃、市役所から「過去の未納分の国民年金保険料を納付できる。」という通知をもらい、毎月の保険料とは別に2年くらいの間におよそ3回に分けて、それまで未納だった保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和63年11月に実家に戻り、金銭的な余裕ができた頃、市役所から『過去の未納分の国民年金保険料を納付できる。』という通知をもらい、毎月の保険料とは別に2年くらいの間におよそ3回に分けて、それまで未納だった保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、平成元年12月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和58年4月から62年9月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間直後の昭和63年7月から同年9月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の平成2年10月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料は、当該過年度納付時点で、時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、加入手続を行った時期及び申立期間の保険料の納付

金額、納付時期の記憶が曖昧である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成2年2月までの期間、3年10月から5年3月までの期間及び同年6月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から平成2年2月まで
② 平成3年10月から5年3月まで
③ 平成5年6月から9年8月まで

私は、24歳の昭和61年頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、20歳のときまで遡って国民年金保険料を納付することができると言われ、同市B出張所の窓口でそれまで未納であった保険料を納付したはずである。また、61年頃に行った加入手続以降の申立期間の保険料は6回くらいに分けて同出張所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、24歳の昭和61年頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、20歳のときまで遡って国民年金保険料を納付することができると言われ、同市B出張所の窓口でそれまで未納であった保険料を納付したはずである。また、61年頃に行った加入手続以降の申立期間の保険料は6回くらいに分けて同出張所で納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和62年4月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①のうち、57年1月から59年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

その上、申立人は、「私が最初に遡って納付した保険料の納付金額は、月1万4,000円台だった。」と述べているが、申立期間①当時の実際の保険料月額と大きく相違して

いる。

また、申立期間①のうちの加入手続以降の期間並びに申立期間②及び③については、申立人は、「加入手続以降の申立期間の保険料は、6回くらいに分けてB出張所で納付してきた。」と主張しているが、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和62年4月以降の申立期間は、104か月間にわたる長期間であり、申立人が記憶する納付回数では、現年度納付及び過年度納付により保険料を納付することは困難であったものと推認できる。その上、申立期間当時、B出張所において過年度保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間③の直後の平成9年9月から10年3月分の保険料は、時効直前の11年10月28日に納付されていることが確認でき、当該納付時点においては、申立期間③の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続や申立期間に係る保険料の納付の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から7年3月までの期間及び8年3月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から7年3月まで
② 平成8年3月から9年3月まで

私の母は、平成8年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①の国民年金保険料を遡ってまとめて納付するとともに、申立期間②の保険料も合わせて一括して納付してくれた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、平成8年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を遡ってまとめて納付するとともに、申立期間②の保険料も合わせて一括して納付してくれた。」と主張しており、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成8年4月頃に払い出されていることが推認できることから、申立人が主張する加入手続の時期と符合する。なお、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

しかしながら、申立期間①については、当該期間のうち、平成4年11月から6年2月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間であることから、申立期間①の保険料を遡ってまとめて納付したとする申立人の主張に整合性が見られない。なお、申立人は、「申立期間①の期間は学生であった。」と述べているが、当時実家で同居し申立人と同様に学生であった兄も、当該期間の保険料が未納となっている。

申立期間②については、オンライン記録によれば、平成9年7月に過年度納付書が作成されたことが確認でき、また、申立期間②の前後の期間である7年4月から8年2月までの期間及び9年4月から現在までの期間は、厚生年金保険の加入期間であることか

ら、当該過年度納付書の作成時点において、申立期間②において保険料の未納期間が存在していたことが推認される。これらのことを踏まえると、8年4月頃に申立期間②の保険料を申立期間①の保険料と合わせて一括して納付したとする申立人の主張に整合性が見られない。その上、申立期間②は、9年1月の基礎年金番号制度が導入された後の期間が含まれており、当該期間は保険料の収納事務に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間②において記録漏れや記録誤りが発生するとは考え難い。

また、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の母親は、「国民年金の加入手続及び保険料の納付については憶^{おぼ}えていない。」と述べており、申立人の当該期間に係る保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料をしていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年10月までの期間、3年6月及び4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から2年10月まで
② 平成3年6月
③ 平成4年3月

私の母は、私が20歳になった平成元年*月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が20歳になった平成元年*月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成3年10月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持している年金手帳は、結婚したときに母からもらったものであり、別の手帳は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間①のうち、平成元年7月及び同年8月は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間①の直後の平成2年11月の保険料は、オンライン記録によれば、4年12月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間①は、当該過年度納付時点で時効により保険料を納付することができない。

申立期間②及び③については、前述の手帳記号番号の払出しの時点からみて保険料の納付は可能であるものの、申立期間②及び③のそれぞれの直前の期間である平成2年11月から3年5月までの期間及び3年7月から4年2月までの期間の保険料は、15か月であり、オンライン記録によれば、1か月ずつ15回に分けて納付されており、当該

期間の保険料の時効期限又はその1か月前に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間②及び③の保険料については、時効期限を超過したことにより納付することができなかったものとするのが自然である。その上、オンライン記録では、当該期間の保険料の納付年月日に係る記録も確認でき、申立期間②及び③の納付記録のみに遺漏があったとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から48年12月まで

私の父は、私が20歳になった昭和42年*月にA区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚する前の48年12月までの期間に係る私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間のうち、42年9月から44年3月までの期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、44年4月から48年12月までの期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が20歳になった昭和42年*月にA区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚する前の48年12月までの期間に係る私の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、B市で昭和57年9月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和42年9月から44年3月までの期間は、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間であり、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「私の姉の保険料も父が納付しており、申立期間について姉の自身の保険料が納付されていることから、父は、私の保険料も納付してくれていたはずである。」と述べているものの、申立人の姉の申立期間に係る保険料の納付は、オンライン記録によれば、申立人が申立期間当時居住していたA区で払い出された手帳記号番号によるものではなく、姉が婚姻後にその夫と連番で払出しを受けた別の手帳記号番号によ

るものであることが確認できることから、上記の申立人の説明をもって申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。その上、申立人は、申立期間の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親から、その納付状況等を聴取することができないため、当該納付状況等を確認することはできない。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 62 年 9 月まで
私は、再就職先の会社が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入した。国民年金保険料は自分で負担し、母に納付を依頼していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の再加入手続の時期及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、2 か月ごとに送付されてきた納付書で、保険料を納付していたと説明しているが、申立人が申立期間当時住民登録していた市では、3 か月ごとに保険料を納付する様式の納付書を発行していたと説明していること、申立人は、母親が実家近くの郵便局で保険料を納付していたと説明しているが、同市では、申立期間当時、保険料を郵便局で納付することはできなかつたと説明していること、申立人が所持する年金手帳に申立期間が被保険者期間であった旨の記載は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年3月まで

私は、昭和58年1月に国民年金の加入手続を行い、その際に、未納となっていた約2年分の保険料を遡って納付したはずである。その後は金融機関で毎月保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和58年1月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の63年1月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち60年9月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、61年1月から同年3月までの期間の保険料は63年5月に納付されたが、時効期間経過後の納付のため同年3月の保険料に充当されたことがオンライン記録で確認できること、申立人は、国民年金に加入した際に受け取ったとする年金手帳を1冊所持しているが、別の年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月及び7年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月
② 平成7年3月から同年8月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。結婚後は、妻から保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には申立期間が被保険者期間であった旨の記載は無く、申立期間は平成13年7月30日に国民年金の加入期間として記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、当該記録追加時点でも申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①については、申立人は、父親が実家のある市で再加入手続及び保険料納付をしてきていたはずであると説明しているが、当該期間当時申立人は実家所在地の市から転出しており、転出先の区で自身で再加入手続及び保険料の納付をした記憶は無いこと、申立期間②については、申立人の会社退職後の再加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、再加入手続の記憶が曖昧であることなど、申立人の父親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで
私の父は、私が20歳になった大学生のときに、私の国民年金の加入手続きを行い、卒業するまで国民年金保険料の免除申請を行ってくれていた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、保険料の免除申請手続きに関与しておらず、保険料の免除申請手続きを行ったとする申立人の父親から当時の免除申請手續等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、保険料の免除申請手續は、国民年金被保険者が居住する住所地で行う必要があり、申立期間の前の申請免除期間については、申立人の実家があり、申立人が当時居住していた市において免除申請手續が行われたものと考えられるが、申立期間については、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間直前の平成6年3月16日に実家のあった市から当該市に転入していることが確認できるため、実家において申立期間の保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、前記の被保険者名簿の検認記録欄には、申立期間前後の平成4年度、5年度及び7年度には申請免除を示す「M」の記号が記載されているものの、申立期間には未納を示すと考えられる「未」の記載が確認できるほか、オンライン記録でも、申立期間前後の申請免除期間の免除申請日及び入力処理日は確認できるものの、申立期間に係る免除の記録は無いなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11472 (事案 346 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 53 年 3 月まで

私の国民年金保険料を納付してくれていた母は、きちょうめんな性格なので、私の申立期間の保険料を未納のまま放置することは考えられない。母が私の国民年金の加入手続をしてくれた昭和 55 年 6 月は、特例納付を実施していた時期なので、区役所の職員から指導されて申立期間の保険料を特例納付してくれたと考える。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から納付状況等を聴取することが困難であるため、特例納付の納付金額、納付時期、納付場所等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自分の申立ては、平成 21 年 11 月発行の新聞に記載されていた年金記録回復に係る新基準の要件に当てはまるのではないかと主張するが、当該措置は社会保険事務所(当時)段階において年金記録回復の手続を行うことができる対象の拡大を図るものではあるものの、保険料の特例納付に係る申立てについては当該措置の対象とされていない。

また、申立人は、母親が申立期間の保険料を特例納付することが可能な経済状態であったことを証明するため、昭和 54 年 11 月 14 日から 55 年 11 月 7 日までの期間の入出金記録が記載された母親名義の預金通帳の写しを提出しているが、当該通帳に記載されている支払金額には具体的な使途が記載されておらず、申立人の国民年金手帳の記号番

号が払い出され、第3回特例納付の実施期間の最終月であった55年6月とその前月の支払金額を見ても、申立期間の保険料を特例納付した場合の納付金額に相当する金額の記載は無いなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 60 年 6 月まで

私は、自分の子供が幼かった昭和 58 年か 59 年頃に、厚生年金保険の資格を喪失した 57 年 11 月以降の国民年金保険料を遡って納付し年金をつなげるようにという書類が送られてきたので、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。その後も、夫が 62 年 6 月に就職するまで、定期的に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年か 59 年頃に厚生年金保険の資格を喪失した 57 年 11 月以降の国民年金保険料を遡って納付し年金をつなげるようにという書類が送られてきたので、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。その後も、夫が 62 年 6 月に就職するまで、定期的に保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の昭和 62 年 9 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「申立期間当時、国民年金の手帳はもらっていない。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。なお、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効期限内である申立期間直後の 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の保険料は、オンライン記録によると、過年度納付されていることが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していたとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と相違する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月、58 年 3 月から同年 5 月までの期間及び 60 年 9 月から 61 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月
② 昭和 58 年 3 月から同年 5 月まで
③ 昭和 60 年 9 月から 61 年 6 月まで

私は、会社を辞める都度、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は送られてきた納付書で、どこで納付したかはよく覚えていないが納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞める都度、区役所で国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で、どこで納付したかよく覚えていないが国民年金保険料は納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、平成 6 年 1 月頃に払い出されたものと推認でき、また、申立人は現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持した記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録によると、前述の手帳記号番号が払い出された時期と同時期である平成 6 年 1 月に追加され、当該期間が保険料の未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、当該期間は、当該記録の整備の時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付場所及び納付金額の記憶が曖昧

である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年1月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、母に保険料を出してもらい、私か母が3か月分くらいずつまとめて金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、私か母が3か月分くらいずつまとめて金融機関で納付した。」と主張している。また、申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によると、二つの番号が確認でき、一つは平成10年3月に付番された番号（以下「番号A」という。）であり、他の一つは厚生年金保険に加入したことを契機に11年2月に付番された番号（以下「番号B」という。）であり、いずれの番号でも申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

しかしながら、番号Aについては、オンライン記録によれば、国民年金被保険者資格取得届を提出していない者に対して、職権により国民年金の被保険者として適用を行い、年金手帳を送付した場合に表示される「手帳送付者」の記載が確認できる上、申立人及びその母親は、「現在所持する番号Bが記載された年金手帳以外に手帳を所持した記憶は無い。」と述べている。その上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が番号Aによって申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、番号Bについては、オンライン記録によると、申立期間直後に取得した厚生年金保険の被保険者資格を平成12年8月に喪失したことを勧奨事象とする未適用者一覧表（最終）が14年8月に作成され、当該勧奨に基づく国民年金の被保険者資格は15年1月に記録追加されており、当該記録追加直後の同年2月において、遡って納付することが可能であった時効期限直前の13年1月分の保険料が納付されていること確認でき

ることから、申立期間は、当該保険料の納付時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の記録が抜け落ちるとは考え難い。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親が保険料を納付したとする金融機関であるC銀行D支店は、申立期間の納付状況を確認できる関連資料等について、「保存期間が経過しているため確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月、同年10月及び13年8月から14年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年9月及び同年10月
② 平成13年8月から14年1月まで

私の申立期間①に係る国民年金保険料については、督促状が届いたので、故郷の実家の母が納付してくれていた。申立期間②に係る保険料については、督促状が郵送され、その中に入っていた金融機関の納付用紙で平成17年9月頃に、私が金融機関の窓口で保険料を間違いなく納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の申立期間①に係る国民年金保険料については、督促状が届いたので、故郷の実家の母が納付してくれていた。申立期間②に係る保険料については、督促状が郵送され、その中に入っていた金融機関の納付用紙で平成17年9月頃に、私が金融機関の窓口で保険料を間違いなく納付した。」と主張している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、8年9月頃に払い出されていることから、申立期間①及び②は、保険料を納付することが可能な期間である。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、「当時、仕事の関係で故郷を離れて働いていた。」と述べており、申立人は保険料の納付に関与しておらず、また、申立期間①の保険料を納付してくれたとする母親は、「督促状が届いたので納付した。」と述べているものの、保険料の納付時期、納付方法等の記憶は曖昧である。なお、申立期間①より前の平成11年3月分の保険料は同年9月13日に過年度納付されていることが確認でき、母親の督促状による納付の記憶は当該保険料の納付であることも考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、「平成17年9月頃に、私が間違いなく納付した。」と主張しているが、申立期間②は、申立人が納付したと主張する17年9月の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化の進展により当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の記録が抜け落ちるとは考え難い。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできず、14年4月から15年3月までの保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年2月から12年3月まで
② 平成14年4月から15年3月まで

私は、大学在学中に国民年金に加入し、平成15年4月に就職して厚生年金保険に加入するまで、区役所で毎年国民年金保険料の免除申請を行っていた。申立期間の保険料が免除及び学生納付特例とされておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたこと、及び申立期間②の保険料を学生納付特例により納付猶予とされていたことを示す関連資料が無く、申立人は免除申請及び学生納付特例申請に係る手続及び承認通知書に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた区では、同区の電算情報によると、申立期間①については、申立人が、学生納付特例の申請を行った平成12年7月より前に免除申請を行った記録は確認できないとしており、申立期間②については、14年10月10日に申立人に対して文書により学生納付特例申請の再勧奨を行った旨の特記事項があるものの、それ以降の記録が無いことから、申立人は学生納付特例の申請を行ったが、書類不備等があったために再勧奨が行われ、その後、当該申請が行われなかったものと考えられるとしている。

さらに、申立人は、平成14年3月に大学を卒業したと説明していることから、申立期間②は学生納付特例の対象期間にならないなど、申立期間①の保険料が免除されていたこと、及び申立期間②の保険料が学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除され、申立期間②の保険料を学生納付特例に

より納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年10月から7年3月まで

私の母は、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私は、短期大学を卒業し、申立期間直後の平成7年4月に就職した際には、国民年金から厚生年金保険への切替手続きも行ったはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は、申立人の弟については、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関する記憶があるものの、申立人については、それらの記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人の基礎年金番号は、申立人が申立期間後に加入した厚生年金保険の記号番号が平成9年1月に付番されたものであり、申立人は、申立期間当時、年金手帳を見たり、母親から年金手帳を渡された記憶は無いと説明している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録は、平成9年7月に追加されており、当該記録追加時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年3月までの期間及び52年7月から55年12月までの期間の国民年金保険料については免除されていたものと認めることはできず、49年7月から50年3月までの期間、同年7月から52年3月までの期間、56年4月から同年6月までの期間、同年10月から57年9月までの期間、58年1月から同年9月までの期間、59年4月から同年9月までの期間、60年1月から同年12月までの期間、61年12月、62年3月から63年3月までの期間、平成11年2月、同年3月、12年2月から13年3月までの期間、14年4月から同年12月までの期間及び17年1月の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年2月から49年3月まで
② 昭和49年7月から50年3月まで
③ 昭和50年7月から52年3月まで
④ 昭和52年7月から55年12月まで
⑤ 昭和56年4月から同年6月まで
⑥ 昭和56年10月から57年9月まで
⑦ 昭和58年1月から同年9月まで
⑧ 昭和59年4月から同年9月まで
⑨ 昭和60年1月から同年12月まで
⑩ 昭和61年12月
⑪ 昭和62年3月から63年3月まで
⑫ 平成11年2月及び同年3月
⑬ 平成12年2月から13年3月まで
⑭ 平成14年4月から同年12月まで
⑮ 平成17年1月

私は、昭和48年9月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が渡したお金で主に妻がいろいろな金融機関で納付してくれていた。申立期間①及び④は免除申請をしたと思う。申立期間①及び④以外の保険料が未納とされ、申立期間①及

び④の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び④の国民年金保険料を免除申請し、当該期間以外の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、場所、免除申請手続の時期、提出書類、免除期間、免除承認通知書のほか、保険料を納付した期間及び納付額に関する記憶が曖昧であり、主に保険料を納付していたとする妻は、免除申請及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間①及び④の保険料を申請免除されるためには、免除申請手続を当該各期間において4回行う必要があるものの、申立人は当該手続をそれぞれ1回ずつしか行っていないと説明しているなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は15か所に及び、申立人の氏名及び戸籍の附票等で確認できる申立人の住所に変更は無く、手帳記号番号も特定されている状況において、行政がこれほど多数回の事務処理を誤ることは考え難いなど、申立人が申立期間①及び④の保険料を免除申請し、申立期間①及び④以外の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び④の国民年金保険料を免除とされ、申立期間①及び④以外の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年9月まで

私は、私の母が、時期は定かでないが、私の国民年金の加入手続を行い、納付組合に国民年金保険料を納付してくれていたと聞いた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年12月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち、50年9月以前の期間については、時効により保険料を納付することができない期間である上、同年10月から52年3月までの期間については、当該払出時点から、保険料を過年度納付することが可能な期間ではあったものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人が居住していた市では、納付組合は過年度に係る保険料の徴収業務は行っていなかったと説明している。

さらに、申立期間当時、上記の市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年1月まで

私の父は、私が20歳になった昭和44年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和46年*月に父は亡くなったが、昭和46年度分の保険料は前納してくれており、昭和47年4月から私が婚姻するまでの期間の保険料は、私が母の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち昭和45年4月から47年3月までの期間については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は国民年金手帳の記号番号は、昭和61年10月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和61年に区役所で、所持していた黄土色の年金手帳の年金記録をオレンジ色の年金手帳に転記してもらった際、その黄土色の年金手帳を窓口職員に回収されたと説明しているが、当該区では、年金手帳を国民年金被保険者から回収することは考えられないと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から7年3月まで

私は、大学在学中は実家を離れて生活をしていたため、母が、実家の方で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立人が20歳の頃に、自身が居住する市の市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成6年*月頃に申立人が大学在学中に居住していた市で払い出されているほか、申立人の母親は、申立人の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記事情から、申立期間当時の保険料の納付書は、大学在学中の申立人の住所に届いていたと考えられるが、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付時期及び納付金額等の保険料の納付に関する具体的な記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年2月まで

私は、区の職員から、国民年金保険料を納付することが困難であれば、免除の申請を行うことができると言われ申請免除の手続を行った。以後、毎年免除の申請を行っていた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は申立期間の申請免除の手続を行った時期の記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、保険料の申請免除の承認期間は年度単位となっており、申立人が申立期間の保険料の免除申請を行っていたとすれば、その承認期間は平成12年4月から13年3月までとなるが、申立期間直後の免除申請は13年4月26日に行われ、その承認期間は13年3月から14年3月までとなっており、免除の始期が13年4月となっていないこと、14年9月24日に納付書が作成されていることがそれぞれオンライン記録で確認でき、申立期間直後の期間が申請免除となっていることから、当該納付書は、未納であった申立期間の保険料に係る過年度の納付書であったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年3月まで

私は、会社を退職した平成9年7月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は10年3月頃に母にお金を渡して納付してもらうよう依頼した。母から同年4月に「保険料は納付しておいたよ。」ということを知っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、当時母親にアルバイト収入から生活費、立て替えてもらっていた車の購入代金の返済分及び申立期間の保険料を渡していたと説明しているが、渡していたとする金額は生活費以外については記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、国民年金保険料は1か月の未納期間もなく全て納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付頻度、納付時期、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和43年5月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち41年4月から43年3月までの期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であったが、申立人には遡って保険料を納付した記憶が無いこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の夫は、43年8月26日に保険料を遡って納付しているが、これは年金の受給資格期間（300月）を満たすために納付したと考えられ、申立人には同様の事情が見られないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月
② 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に会社を退職し、その退職した会社が私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は私が納付した。その後、60 年 10 月に会社を退職した際も会社が厚生年金保険から国民年金への切替手続きをしてくれ、私は保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び保険料額に関する記憶が曖昧であり、申立人は、会社を退職した都度それまで勤めていた会社が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ってくれていたと説明しているが、それらの会社の事務担当者は、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金への切替手続きは行っていないとしている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 63 年 4 月時点では、申立期間①及び②はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から54年3月まで

私が、20歳になった頃、姉が母に国民年金に加入する話をした際に、私も国民年金に入ったほうがよいと姉が母に勧めてくれたので、母が私の国民年金の加入手続きをし、私が就職するまでの国民年金保険料を近くの金融機関で納付してくれていた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の手帳記号番号は、第3回特例納付実施時期(昭和53年7月から55年6月まで)である54年10月に払い出されているが、申立人は、保険料を納付したとする母親から保険料を遡って納付したり、まとめて納付したという話を聞いた記憶は無いとしていること、申立人は、20歳前後の49年*月頃に姉が国民年金の加入手続きをするので母親に申立人の加入を勧めたと説明しているが、姉は51年1月に国民年金に任意加入していることが、オンライン記録で確認できることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険の記号番号が記載されたオレンジ色の年金手帳1冊と、同一の国民年金の記号番号が記載されたオレンジ色の手帳2冊を所持しており、これら3冊のオレンジ色の年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、婚姻後、夫の赴任地で夫と一緒に国民年金に加入し、以後は、夫婦二人分の国民年金保険料を未納のないように納付してきた。65歳になる直前の平成12年に、社会保険事務所（当時）で記録照会をしてもらった際には、未納期間はないと言われている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、夫の赴任地で昭和36年4月頃に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の43年9月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと説明している。

また、申立人は、昭和36年当時、郵便局で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと説明しているが、郵便局では、国民年金の加入手続をすることができず、また、当時は保険料収納事務を行っていなかったこと、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から同年 7 月までの期間及び同年 11 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月から同年 7 月まで
② 昭和 56 年 11 月から 59 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った後は、会社に勤めていた期間を除き、厚生年金保険から国民年金への切替手続をその都度行い、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の昭和 56 年分の確定申告書を所持しているが、当該申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額は、申立期間①及び申立期間②のうち 56 年 11 月及び同年 12 月の合計 7 か月分の国民年金保険料の額とは相違する。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした後、厚生年金保険から国民年金への切替手続をその都度行い、保険料は、基本的に夫婦二人分一緒に納付してきたと説明しているが、昭和 59 年 5 月に作成された年度別納付状況リストには、申立人の 54 年 5 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失した後の資格取得記録は無く、申立期間①及び②は、未加入期間であったことが確認でき、制度上、保険料を納付することができなかつた期間であること、申立人は申立期間②直後の 59 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 9 月までの期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続をしたのは 60 年 4 月以降であると考えられるが、当該時点では、申立期間①及び申立期間②の過半は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

私は、第 3 号被保険者期間中の国民年金保険料の領収証書を持っており、当該納付済保険料の還付手続及び還付金の受領をした記憶は無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書から、申立人は、昭和 61 年 8 月 4 日に申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるが、還付整理簿及びオンライン記録には、申立期間の保険料は、申立期間が国民年金の第 3 号被保険者期間であることを理由に 61 年 8 月 25 日に還付決議が行われ、還付理由、還付金額、還付期間、振込支払金融機関名及び口座番号等が明確に記載されており、これらの記載事項について不自然、不合理な点は認められず、申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 12 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 12 年 10 月まで

私は、平成 12 年 11 月に就職をし、国民年金から厚生年金保険に切り替わったときに、区役所でそれまで未納となっていた国民年金保険料の金額を確認して、当該未納分を同年 12 月か 13 年 1 月頃に区役所等の窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成 12 年 12 月か 13 年 1 月頃に区役所等の窓口で申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人は、当時居住する区が発行した 12 年度分の現年度納付書とは別に、社会保険事務所（当時）が発行した 11 年度分の過年度納付書に関する記憶が曖昧であること、14 年 6 月に申立人に対して過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点からみて、当該過年度納付書は申立期間の保険料のうち時効期間が経過していなかった 12 年 5 月から同年 10 月までの期間の保険料に係るものと考えられるが、申立人は、この時期に保険料を遡って納付したとは説明していないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から10年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から10年5月まで
私か私の母は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続きを行い、平成10年3月頃に母からの送金で私が申立期間の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間直後の平成10年6月から12年3月までの保険料を12年7月6日に一括で納付しており、当該納付時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、母親からの送金で平成10年3月頃に申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人の母親は国民年金保険料のお金を送金したのは大学院を卒業して結婚する前の12年頃の一度だけであったと説明していること、申立人の基礎年金番号は12年6月22日に付番されており、申立人は現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成9年5月、10年2月、11年2月及び11年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年5月
② 平成10年2月
③ 平成11年2月
④ 平成11年10月

私は、夫名義の金融機関口座から夫婦一緒に国民年金保険料を口座振替で納付していた。口座振替ができないときは、翌月か翌々月に引き落とされ、それができないときは、送付されてきた納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、夫名義の口座への保険料分の入金が遅れて保険料が振替できなかったときは、区役所から入金のお願いの通知が来て、翌月か翌々月に当月分と一緒に引き落とされ、さらに入金が遅れた場合は、送付されてきた納付書で納付したと説明しており、申立人が申立期間当時に居住していた区の納付方法とは一致しているものの、申立期間は2年半の間に4回に及び、当時申立人が居住していた区において、基礎年金番号で被保険者として把握されている状況の下で、これだけの回数事務処理誤りが起こることも考えにくいなど申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から5年9月まで
私の母は、私が平成3年に会社を退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職した平成3年に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の7年4月に払い出されている。

また、当該払出時点で、申立期間のうち5年3月から同年9月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人の母親は遡って納付した保険料の納付時期、納付額及び納付回数に関する記憶が曖昧であること、当該払出時点では、申立期間のうち5年2月以前の期間の保険料は時効により保険料を納付することができないこと、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11497 (事案 349 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 11 月に結婚し転居した以降、自ら国民年金保険料の納付手続きを行い、国民年金印紙を年金手帳に貼って納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料の納付場所に関する具体的な記憶が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、昭和 37 年 11 月に結婚し(入籍日は 38 年 1 月*日)、転居した後の申立期間当時、区役所で印紙により保険料を納付していたことを記憶しているが、当時申立人が居住していた区では申立期間後の 45 年 3 月まで印紙検認方式を採っており、この記憶をもって申立期間の保険料を納付していたことを示すとは言えない。また、申立人の妻は、申立期間を含む 37 年 11 月から 42 年 5 月までの保険料について、申立人が納付してくれていたはずとする記録確認申立てを行い、妻は 62 年 2 月 3 日に被保険者資格取得日の記録訂正が行われており、当該期間当時は未加入期間とされ、また当該訂正時点では当該期間は時効により保険料を納付することができなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 21 日付けで年記録の訂正は必要でないとする通知が行われており、その後、申立人は、婚姻後の時期は自身一人分の保険料を納付していたとしているが、その具体的な期間を憶えていないなど、申立期間当時の夫婦の保険料の納付状況に関する記憶は曖昧である。

以上のことから、申立人の記憶及び説明内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新

たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 6 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 46 年 12 月まで

私か私の母は、私が厚生年金保険の資格を喪失した後に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、集金人が来ていた時期は母親が、納付書が届くようになってからは自身で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付額、納付頻度に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は、申立期間のうち集金人が来ていた期間の保険料は母親が納付していたと説明しており、申立人が昭和 43 年 5 月から居住していた市では 46 年 3 月まで集金人による保険料の収納が行われていたが、集金人に保険料を納付していたとする母親から聴取することができないため、納付状況が不明である。

また、申立人は、上記の市に転居した昭和 43 年 5 月よりも前に国民年金に加入していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 46 年 12 月頃に任意加入で払い出されており、申立期間は任意加入前の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年12月までの期間及び59年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年12月まで
② 昭和59年9月から同年12月まで

私は、昭和58年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和58年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成6年5月又は6月に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から11年4月まで
私の母は、私が大学を卒業した頃に、区役所から私の国民年金保険料が未納であるとの知らせを受け、送付されてきた納付書を使って保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする母親は、申立人の保険料が未納であり2年分しか遡って納付することができないと区役所から聞き、送付されてきた納付書を使って保険料を納付したことだけを記憶していると説明しており、保険料の納付時期、納付期間及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は申立期間後の平成13年5月に付番されており、この付番時点では申立期間のうち11年3月以前の期間は保険料を時効により納付することができない期間であり、申立期間直後の同年5月から12年3月までの保険料及び同年4月から13年3月までの保険料は、申立人の婚姻前及び婚姻後にそれぞれ過年度納付されていることが申立人が所持する領収証書及びオンライン記録で確認でき、母親は、申立人の保険料を遡って納付したのは1度だけであり、申立人の国民年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から43年3月まで

私が昭和33年4月から43年3月まで勤務していた店の経営者は、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。20歳から国民年金に加入していると経営者に言われた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた店の経営者が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(給与明細書、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする経営者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳から国民年金に加入していると経営者に言われた記憶があると説明しており、申立人、経営者の家族3人(妻、長女及び次女)及び職場の同僚3人の計7人は国民年金手帳の記号番号が昭和38年10月頃に連番で払い出されていることが確認できるが、経営者の妻が39年4月、長女及び次女が40年4月から保険料の納付が開始されていることが確認できる一方、申立人と同年齢の同僚二人は、いずれも申立期間の保険料が未納であり、他の一人も申立期間のうち大半の期間は保険料が未納であるほか、経営者の次女は、父親が従業員の国民年金の加入手続を行った記憶はあるが、その保険料を納付していたかは分からないと説明しているなど、申立人が勤務していた店の経営者が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの期間、51年12月から52年8月までの期間及び59年8月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年3月まで
② 昭和51年12月から52年8月まで
③ 昭和59年8月から60年3月まで

私の母親は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和51年11月に厚生年金保険適用事業所を退職した後も、母親が国民年金の再加入手続及び保険料の納付をしていていた。昭和54年1月に厚生年金保険適用事業所を退職した後は、自身で国民年金の再加入手続を行い、以後の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は、申立期間②の再加入手続は当該期間当時に母親が行ってくれていたと説明しているが、母親から当該期間の加入状況及び当時の納付状況を聞いた記憶は無いと述べているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の国民年金の再加入手続を行った記憶が曖昧であり、申立人の所持する年金手帳には当該期間当時に居住していた区への住所変更の記載が無いほか、申立人は自宅に納付書が送られてきた記憶も無いなど、

申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から13年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から13年12月まで
私は、平成13年10月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、その時点で未納であった国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成13年10月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、その時点で未納であった国民年金保険料をまとめて納付したと説明しているが、申立人はまとめて納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が保険料相当額を引き出したとする金融機関の普通預金口座取引記録では、当該口座は13年当時には利用されていないことが確認できる。

また、申立人が保険料を納付したとする平成13年10月時点では、申立期間のうち11年4月から同年8月までの保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月 1 日から 7 年 9 月 30 日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低い額になっている。当時は年収 700 万円で申告していたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 9 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 8 月までは 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 9 月 30 日）の後の同年 11 月 8 日付けで、13 万 4,000 円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）に対する訂正の手続や書類の作成等は社会保険事務所の職員が行ったと考えられると回答しているものの、A社における社会保険の届出事務は自身が行っており、社会保険料の支払が滞った頃、社会保険事務所の職員から、全般的に金額を下げて、スムーズな保険料の支払を行うための指導があったと回答しており、平成 6 年か 7 年くらいに、社会保険事務所の職員と自身との間で話をしたと供述している。

さらに、申立人は、A社の代表者印の管理について、「会社社長の机引き出し鍵有」と回答していることから、同社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月1日から41年8月17日まで
60歳になったときに年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年11月1日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できるところ、当時は、請求者から申出が無ければ、社会保険事務所（当時）では、別の記号番号で管理されている請求者の被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることを踏まえると、当該未請求の期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月17日から32年5月1日まで
平成2年9月に、厚生年金保険の記録を確認したときに、A社に勤務した申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、申立期間よりも後に勤務したB社を退職したときには、同社の期間のみについては脱退手当金を受給したが、申立期間であるA社の脱退手当金は受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職後の昭和41年に、同社の厚生年金保険被保険者期間についてのみ脱退手当金を2万3,648円受給したが、申立期間であるA社に勤務した期間については、脱退手当金を受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間であるA社の厚生年金保険被保険者期間の月数10か月とB社の被保険者期間の月数58か月を合算した68か月を基礎として脱退手当金が支給されており、その支給額は両期間を合わせて2万3,648円となっている上、計算上の誤りは無く、申立人が主張している金額と一致している。なお、仮に申立人が主張するようにB社の被保険者期間のみについて脱退手当金が支給されたとすると、その支給額は、2万938円となり、申立人の主張する支給額と異なることから、申立人が申立期間を含む脱退手当金を受給したものと考えられる。

また、A社及びB社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、B社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年8月18日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがう。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月2日から36年4月29日まで
平成10年頃に、年金受給の相談に行ったところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、受給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年4月29日の前後の各5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金受給資格を有する9名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち受給者1名は「会社又は経理業務を担当していた会計事務所から、脱退手当金の説明を受け、請求手続は会社が行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性を否定できない。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年7月4日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から35年4月1日まで
年金記録の確認をしたところ、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年4月1日の前後の各5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する15名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12名に支給記録が確認でき、12名全員について、資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち受給者1名は、「脱退手当金の請求手続は、事業所がしてくれた。脱退手当金は、当該事業所の退職金と一緒に受け取った。」旨供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和35年7月5日に近接した同年5月9日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されており、上記被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年7月5日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月25日から40年11月8日まで
② 昭和40年11月8日から42年7月5日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認についてのはがきが届き、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年7月5日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する6名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5名に支給記録が確認でき、そのうち4名については、資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち受給者2名は、「脱退手当金については、当該事業所が手続を行った。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年9月22日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18571 (事案 10467 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月19日から33年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録訂正の必要が無いと通知があった。しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者は無く、申立人を同社に紹介したとする同僚は申立期間前に同社を退職し、所在が不明であるため、申立人の勤務状況や厚生年金保険への加入状況について確認することができないこと、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、関係書類も保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認をすることができないことなどから、平成22年7月7日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は納得できなとし、今回、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から11年10月16日まで
A社に勤務した期間のうち、取締役として勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額になっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額であると主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成11年10月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在は不明であり、同社の経理担当だった取締役からも供述は得られず、また、申立人も申立期間の給与明細書等を保有していないことから、報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は平成16年6月*日に裁判所による破産廃止決定が確定していることが確認できるが、同社の破産管財人の弁護士は、申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の厚生年金保険料の控除については不明である旨供述している。

なお、A社が加入していたB厚生年金基金における申立人の加入員記録によると、同社が同基金に加入していた平成5年7月1日から6年12月31日までの期間の申立人の同基金における標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 58 年 5 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社内及び社員旅行で撮影した写真を保管しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の社内及び社員旅行で撮影した写真並びに申立期間に同社で勤務した3人の同僚等の回答から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚等は、申立人の具体的な勤務期間は記憶していない上、上記3人を含む4人の同僚等はA社に係る雇用保険の加入記録が確認できるものの、申立人については加入記録が確認できないことから、申立人の同社での勤務期間を特定することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の当時の事業主に照会したが回答が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、厚生年金保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人の氏名も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月17日から同年7月21日まで
② 昭和49年8月1日から50年7月10日まで
③ 昭和50年7月10日から同年9月16日まで

A社、B社及びC社で勤務した申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。A社、B社及びC社は同じ事業主が経営する関連会社であり、自分はA社の社員だと思って入社したが、事業主の都合により、厚生年金保険の加入をB社及びC社に移されていた。会社では営業職として勤務し、15万円の固定給と売上げに応じた歩合給が支給されていた。歩合給の明細の一部を提出するので、申立期間①、②及び③の標準報酬月額を報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低いと主張している。

しかし、A社は既に適用事業所でなくなっており、B社及びC社の事業を引き継いだDグループ本部は、当時の資料が残っておらず申立人の申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除は不明ではあるが、申立期間当時、営業職の従業員には売上げに応じた報酬を募集手数料の名目で給与と分けて支払っており、募集手数料は個人事業主に対する報酬であることから、厚生年金保険の対象として扱っていなかったため、従業員の標準報酬月額は給与として支給していた金額に見合うものとなっている旨回答している。

また、申立期間当時に営業職であり、申立人とほぼ同時期にA社、B社及びC社において被保険者記録を有する複数の従業員は、売上げに応じて会社から支払われた報酬は、個人事業主に対する募集手数料であり、毎年、自分で確定申告を行っていた旨供述している上、それぞれの会社から給与として支給されていた報酬は、標準報酬月額とほぼ一

致している旨供述している。

さらに、申立人から提出された昭和50年1月10日付けの募集手数料支払明細書では、所得税のみ控除されており、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、申立期間当時、A社、B社及びC社において被保険者となっていた従業員18人に照会したが、厚生年金保険料の控除について確認できる資料は得られなかった。

このほか、申立期間①、②及び③に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月9日から8年6月30日まで
A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社B支店でテレホン
アポインターとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚は、申立期間のうち、平成5年10月9日から8年1月31日までの期間については、他社で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、「A社で勤務したのは8年8月頃からであり、申立期間は同社には勤務していない。」と供述しているところ、申立人は、A社で勤務したことは間違いないが、勤務時期については明確に記憶しておらず、同僚が申立期間には勤務していないのであれば申立期間は同社には勤務していない旨供述している。

また、オンライン記録によると、A社は、平成6年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち5年10月9日から6年6月30日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の当時の事業主に照会したが回答が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成6年7月1日に被保険者資格を取得している総務事務担当の従業員は、同社に入社した当初は、同社は厚生年金保険に加入しておらず、総務事務担当であった自身が社会保険事務所（当時）へ行き加入手続を行ったが、厚生年金保険に加入する前は給与から保険料は控除されず、また、当時、同社にB支店があった記憶は無く、テレホンアポインターという職種も無かった旨回答している。

加えて、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月1日から8年6月30日までの期間について、国民年金の保険料申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から44年3月31日まで

A協会に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同協会は確かに実在し、事務局長として勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A協会に係る商業登記簿謄本により、同協会は申立期間に実在したことが確認できる上、申立人から提出された申立人の名刺、同協会発行書物等により、勤務期間は特定できないものの、申立人が事務局長として同協会に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A協会は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人をA協会に誘ったと記憶する従業員については、申立人は姓のみを記憶していることから、同従業員を特定することができず、同僚等の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A協会の会長と思われる者のオンライン記録によれば、申立期間において、同協会ではない他の事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間のうち、国民年金の保険料徴収が開始された昭和36年4月以降、申立人は国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できることから、A協会の事務局長である申立人が、自らの給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年10月26日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に比べて低い額になっている。同社の社会保険事務は従業員に任せていたので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における平成4年4月から同年11月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、当初50万円と記録されていたところ、同年12月8日付けで20万円に、5年2月から同年9月までの標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたところ、同年10月27日付けで9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び当該遡及訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係の訂正処理など、必要に応じて、取締役に代表者印を預けたことがあるが、平成10年に次の代表取締役に代表者印を渡すまで、私自身が管理していた。」と供述している。

さらに、申立人は、「A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる頃、経営状況も悪くなり、保険料の滞納もあったことが考えられる。」と供述している。

加えて、A社における申立期間当時の従業員は、「会社の支払関係は全て、社長が知っていたと思う。」と供述していることから、申立人は、同社の代表取締役として、社会保険事務に権限を有し、標準報酬月額の減額訂正についても関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年から26年まで
② 昭和26年から28年まで

A県B市にあったC事業所に勤務した申立期間①及びD県にあったE事業所に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間について、調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A県B市にあったC事業所でハウスキーパーをしていたと申し立てている。

しかし、申立期間①当時の進駐軍の社会保険事務を引き継いだA県F課の担当者は、「当該期間当時のA県の人事記録及び職員録、連合軍関係労務履歴書、進駐軍関係管理簿を確認したが、申立人の氏名は確認できない。」と回答していることから、C事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が名字だけを記憶していた同僚について、A県G局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同じ名字で連絡が取れる2名の従業員に照会を行ったところ、1名は申立人についての記憶は無く、ほかの1名は回答が無いため、申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間に勤務が確認できる従業員14名に照会を行ったところ、回答のあった8名の従業員は全員申立人を記憶しておらず、このうち1名の従業員は、A県内の進駐軍で勤務する者の厚生年金保険の取扱いについて、「A県G課の採用試験を受けて、同県から給料をもらっていた人達と、同県とは関係なく兵隊たちから集めたポケットマネーで給料が支払われていたハウスポーイがおり、このハウスポーイ達は厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答しているところ、申立人は、

「A県G課で面接や書類の提出をした記憶は無い。」旨述べている。

申立期間②について、申立人は、D県H地区にあったE事業所でポップコーンやハンバーガーの販売をしていたと申し立てている。

しかし、申立期間②当時の進駐軍の社会保険事務を引き継いだI事務所は、「申立人に関する記録は確認できない。」と回答していることから、E事務所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚は、所在不明であるため、当該期間の申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、E事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる連絡可能な6名の従業員は、申立人を記憶していないため、申立人の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月30日から27年5月1日まで
専門学校卒業後、私立学校で1年間勤務し、昭和25年から2年間はA病院で勤務した。その後、再び私立学校で学校保健に従事したが、同病院で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

専門学校の同級生及びA病院に関する申立人の具体的な供述により、期間は特定できないものの、申立人が同病院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同病院は昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていること及び上記被保険者名簿に「昭和21年から28年までの間は厚生年金保険法の適用を受けていない。」旨記載されていることから、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A病院は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の同病院における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から 41 年 7 月まで
② 昭和 41 年 8 月から 45 年 10 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社は中学卒業後に従姉妹に誘われて車掌として就職し、B社も同じ車掌として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は申立期間に適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は無く、同社の代表者が不明なことから、申立人の同社における勤務状況について確認することができない。

さらに、申立人はA社の事業主の氏名を記憶しておらず、従姉妹及び同僚の連絡先も不明なことから、申立人の同社における勤務状況を確認することができない。

2 申立期間②について、昭和 40 年 6 月にB社に入社し、同社に係る厚生年金保険被保険者原票により、44 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得（ただし、保険料徴収は 45 年 1 月 1 日から開始）したことが確認できる従業員は、「勤務期間は分からないが、申立人は車掌として勤務していた。」と回答していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかし、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第 104 条第 1 項により、厚生年金保険の被保険者となるのは、昭和 45 年 1 月 1 日以降の期間とされていることから、申立期間②のうち、41 年 8 月から 45 年 1 月 1 日までの期間については、申立人は、厚生年金保険の被保険者となれない。

また、B社は、既に適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の代表取締役は

所在不明なことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない状態であった。

さらに、上記被保険者原票により、昭和44年7月1日に約1770名が被保険者資格を取得していることが確認できるが、そのうち女性は24名であり、連絡先が判明した22名に照会したところ、回答があった13名は、いずれも申立人を記憶していないと回答している。

加えて、B社に昭和44年6月に入社したとする申立期間②当時の総務部長兼人事課長は、「自分の入社時にいた女性社員は、事務が20名くらい、ガイドが20名くらい、車掌は1名だった。申立人はいなかったと記憶している。」旨供述している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 20 日から 40 年 7 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 39 年 1 月から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が記憶していた同僚の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社から提出されたA社に係る申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は昭和 40 年 7 月 1 日に同社で資格取得していることが確認できるところ、B社は、「A社の人事記録を保管しておらず、申立期間当時を知る従業員はいないため、申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していることから、同社における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶していたA社の同僚及び申立期間に勤務していた従業員 28 名のうち、18 名 (申立人と同日 (昭和 40 年 7 月 1 日) の資格取得者 9 名を含む。) は、厚生年金保険の資格取得日より 3 か月から 4 年前に入社していた旨回答している。

さらに、A社における申立期間当時の総務担当者は、「自分は雇員から入社して、準社員、正社員となるのに 1 年かかり、その間は厚生年金保険の被保険者とせず保険料控除は無かった。また、従業員の定着率が悪いため、会社の都合により、個々の成績から厚生年金保険に加入する前に時間を設けていた。」と供述していることから、同社では、採用した従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではない取扱いであったことが推認できる。

加えて、申立人が自分より先に職場で勤務していたと記憶していたA社における同僚

の資格取得日は、申立人の資格取得日より後の昭和 40 年 8 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 10 年 6 月 29 日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 10 月から 3 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 4 年 10 月までは 50 万円、同年 11 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 10 年 5 月までは 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 6 月 29 日）付けで、遡って 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は申立期間の一部及び上記減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の経営状況は厳しく、滞納保険料について、社会保険事務所（当時）に数回行ったことはあるものの、標準報酬月額の減額訂正に同意したことは無いとしているが、代表者印は自らが保管し、管理していたとしている。

さらに、A社の当時の監査役である経理担当者は、同社の資金繰りは悪く、資金等については全部申立人が担当していたとしていることから、申立人が同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理に関与しながら、当該減額訂正処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 7 月 1 日まで
A社からB社及びC社に派遣されていた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社では、申立期間当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の同社における勤務実態、厚生年金保険料の給与からの控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が派遣されていたとしているB社及びC社では、いずれも申立期間当時の資料は廃棄していることから、申立人が派遣されていた事実を確認できないとしている。

さらに、申立人は、A社における派遣労働者の相談役である営業担当者の名前を記憶しておらず、同社も確認できないとしていることから、この者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人は、派遣先のB社で同僚であったとする者の氏名を記憶しているが、連絡先が不明であることから、この者から、申立人の勤務実態についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 31 日から平成元年 5 月 26 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が勤務したとするA社と同名の適用事業所の支店が、申立人が勤務したとする所在地と近接する地区に存在するが、申立人は、当該支店には勤務していないとしているところ、オンライン記録によると、当該適用事業所の事業主名は、申立人が記憶するものとは違っており、申立人が記憶する同僚の被保険者記録も見当たらない。

さらに、A社の所在地を管轄する法務局には商業登記の記録が無く、申立人が記憶する同社の代表者及び同僚一人は、連絡先が不明であることから、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

加えて、申立人は、A社の従業員は自身を含めて3人であり、ほかにパート従業員一人のみであったとしていることから、同社は申立期間の一部において、厚生年金保険法の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から43年8月11日まで
② 昭和45年8月1日から47年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低くなっている。給与明細書等は所持していないが、各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の関連会社であるB社は、申立期間①及び②当時の厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保管していないため、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記録に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立期間①については、申立人と同時期に被保険者資格を取得した従業員についても、申立人が主張する2万円の標準報酬月額で資格取得時決定された者はいない上、申立人と同様、昭和41年10月の定時決定まで、資格取得時の標準報酬月額と同額で推移しており、42年10月までに在籍した全ての従業員は、同年8月から同年10月までに標準報酬月額の増額改定が行われているが、いずれも2万円の範囲内で、申立人の主張する2万5,000円から5万円の標準報酬月額に改定されている者は確認できない。申立期間②については、申立人は8万6,000円の標準報酬月額であったと主張しているが、当該期間に被保険者記録がある全ての従業員と比較しても、申立人の標準報酬月額が低額であるとは言い難い。なお、47年1月に在籍していた元代表者を含む全ての従業員は、申立人と同様、同年1月に標準報酬月額が大幅に増額改定されていることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年8月1日から20年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成20年12月1日から21年1月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の資格の得喪に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月1日から21年1月1日まで

A社を退職し、B社の契約社員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社に在籍していたが、給与の振込みはA社だったので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年8月1日から21年1月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成15年8月1日から20年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年12月1日から21年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成15年8月1日から20年12月1日までの期間については、申立人が提出した預金通帳、A社から提出された平成15年から17年まで、19年及び20年に係る「外注費及び源泉税の明細票」並びにB社から提出された17年から20年まで

の「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」から、申立人は、A社及びB社から報酬を受けていたが、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社及びB社は、「申立人は、平成15年7月末にA社を退職し、個人事業主となったため、支払った報酬から所得税しか控除していない。」旨それぞれ供述している。

さらに、オンライン記録及びC県D市役所の回答によると、申立人は、当該期間に国民年金に加入し、その保険料の一部を納付している上、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成20年12月1日から21年1月1日までの期間については、A社から提出された平成20年に係る「外注費及び源泉税の明細書」から、申立人は、当該期間において、同社から報酬を受けていたことが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成15年7月31日にA社を退職していることが確認できる。

また、上述のとおり、A社及びB社は、「申立人は、平成15年7月末にA社を退職し、個人事業主となった。」旨それぞれ供述している。

さらに、オンライン記録によると、A社から提出された上記「外注費及び源泉税の明細票」で確認できる申立人以外の者についても、当該明細票に係る期間において、厚生年金保険に加入していないことが確認でき、そのうち、当委員会の照会に回答した一人は、「自分は、個人事業主としてB社の社内で働いていた。同社内では、勤務時間は決まっておらず、タイムカードも無かった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人とA社との間に使用従属関係は無かったと認められることから、当該期間において厚生年金保険の資格の得喪に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 25 日から 45 年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の額より低くなっている。給与明細書等は所持していないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に同社において被保険者記録がある申立人と年齢が近い複数の男性従業員の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額とほぼ同程度であることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記録に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年3月1日から8年10月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成8年10月31日から9年3月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から9年3月1日まで

A社の取締役として勤務した期間のうち、平成7年3月1日から8年10月31日までの厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額より低くなっている。また、同年10月31日から9年3月1日までの期間の加入記録が無い。申立期間のうち一部期間の元帳、納付（弁済）受託証書及び領収証書等を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年3月1日から8年10月31日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年3月1日）の後の9年3月27日付けで、7年10月及び8年10月の定時決定の記録が取り消され、7年3月に遡及して随時改定が記録された結果、9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社においては、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理が行われた平成9年3月27日付けで、申立人、代表取締役（申立人の夫）及び取締役の合計3名の標準報酬月額が減額訂正されたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成7年分給与所得の源泉徴収票及びA社の元帳により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A社の代表取締役は、「経営不振で給料も遅配されていた。保険料の滞納もあったと思う。」と回答し、同社の複数の従業員が「経営が苦しかった。」

と述べている。

また、申立人から提出された保険料の納付（弁済）受託証書及び領収証書により、A社では、平成8年10月以降の保険料の納付を確認することはできないことから、同社は、申立期間当時、社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

さらに、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、昭和63年9月5日から平成16年5月25日まで、同社の取締役であったことが確認できる上、同社の従業員の1名は、「申立人は経理部長の役職であった。」と回答しており、また、別の従業員は、「申立人は事務全般を見ており、事務関係は、申立人が中心となってやっていたと思う。実印は社長が管理していたが、不在のときは申立人に預けていた。」と述べている。

加えて、申立人は、「申立期間当時は非常勤でB県の事業所に行っていたため、社会保険の届出事務は経理担当従業員に任せていた。」と述べているが、当該経理担当従業員は、「私は工事現場担当だった。人事、経理、年金等の業務には一切関わっていないので何も分からない。」と回答しており、A社の複数の従業員も、「当該経理担当従業員は、社会保険手続や給与計算などはやっていなかった。」と回答していることから判断すると、申立人は、同社の代表取締役の妻で取締役として、社会保険事務について権限を有し、標準報酬月額 of 当該遡及訂正処理に関与していたことがうかがえる。

- 2 申立期間のうち、平成8年10月31日から9年3月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立人の標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた同年3月27日付けで、8年10月31日に遡及して記録されていることが確認できる。

また、A社では、申立人の被保険者資格喪失処理が行われた平成9年3月27日付けで、申立人を含む6名の被保険者資格が8年10月31日に遡及して喪失処理されていることが確認できる。

一方、A社の取締役の証言並びに申立人から提出された同社の元帳及び支給控除一覧表により、申立人は、当該期間に同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

しかしながら、上記1のとおり、当時、A社では、社会保険料を滞納していたことがうかがえる上、申立人は、同社の取締役として社会保険事務について権限を有していたことがうかがえる。

- 3 これらの事情を総合的に判断すると、A社の取締役である申立人が、平成9年3月27日付けで行われた標準報酬月額の減額訂正処理及び資格喪失処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、7年3月1日から8年10月31日までの期間の標準報酬月額に係る記録訂正及び同年10月31日から9年3月1日までの期間の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年3月1日まで
A社の取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年3月1日から同年8月1日までは53万円、同年8月1日から5年3月1日までは38万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年4月1日より後の同年4月30日付けで、遡って8万円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

また、A社において、平成5年4月30日付けで、申立人及び代表取締役を含む16人の標準報酬月額が、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記訂正処理日において、同社の取締役であったことが確認できる。

また、A社の代表取締役は、同社は申立期間及びその前後に厚生年金保険料の滞納があったとしており、また、当該代表取締役は、申立人は実際の経営者で総務、経理全般を統括しており、代表印の管理は自身が行っていたが、独断で押印することは無かったとしている。

さらに、A社の複数の従業員は、申立人は会長で、会社の事情を全て把握し、必要な判断をしていたのは申立人だったと思うとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月10日から35年3月31日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の供述並びに申立人の当時の社長及び同僚等に係る詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、上記同僚は、A社は厚生年金保険に加入していないと供述している。

さらに、申立人が記憶する社長の娘に照会したところ、「母（社長）は既に亡くなっていて、自身もA社の当時のことは分からない。」としており、申立人が記憶する上記以外の同僚6人については、全員が所在不明であることから、これらの者から申立人の申立期間当時の同社における厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から38年10月1日まで
② 昭和40年10月1日から41年5月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、それぞれ前月の標準報酬月額より下がっているのが納得できないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額が、申立期間①及び②において前月の標準報酬月額より下がっているが、申立人は、毎年昇給していた時期に標準報酬月額が下がることは考えられないと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び代理人の連絡先は不明であり、理事長は既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①及び②当時のA社の経理担当者は、申立人の標準報酬月額の取扱いについて不明であるとしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って減額訂正するなどの不自然な点も認められない。

加えて、申立人は給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月1日から34年8月1日まで
② 昭和35年8月1日から39年5月13日まで

52歳になった頃に社会保険事務所（当時）へ行った際、自分が脱退手当金を受給したことになることを知ったが、納得できずにいたところ、昨年、日本年金機構から脱退手当金を受け取っていないと思われる方は相談してほしい旨のはがきが来たので、年金事務所に行って申立てをした。

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後5年以内に資格喪失した女性で、脱退手当金の受給要件を満たす8名の脱退手当金の支給状況を確認した結果、申立人を含む3名に支給記録があり、そのうちの1名の記録は、同社における資格取得日が申立人と同日であるだけでなく、資格喪失日も非常に近接しており、また、脱退手当金が支給決定されたこととされている日も同日であることが確認できることから、申立人と一緒に脱退手当金の請求が行われたものと推認できる上、当該支給決定日が同日の者は、自ら脱退手当金を請求したことが日本年金機構の記録から認められる。

また、上記事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月9日から40年10月21日まで
② 昭和40年10月21日から42年3月21日まで

今まで「貴方は脱退しています。」と言われていたが、この度、加入記録の通知により、脱退していない期間が生じていることと、支給日が出産を控えて実家で安静にしていた時期に当たることを不思議に思い、申し立てた。よく調査をして支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、日本年金機構に、その根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金計算書」等が保存されており、これらの書類から確認できる厚生年金保険被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の氏名及び当時の住所の記載並びに押印がなされている上、当該計算書において、脱退手当金の支給が小切手の送金により行われたことが確認でき、しかも、送金先として申立人が当時居住していた地域の郵便局名が記載されていることから、当該郵便局を経由して申立人に脱退手当金が支払われたものと推認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月1日から平成2年1月11日まで
② 平成2年1月12日から3年10月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員や申立人の供述及び申立人から提出された昭和58年11月分の賃金明細書から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記のA社の元従業員らは、「申立期間当時は、正社員のみ厚生年金保険に加入していた。」旨供述しているところ、申立人は、同社における勤務形態はアルバイトであったと供述している。

また、申立人から提出された昭和58年11月分の賃金明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるとともに、申立人自らも「他の月も同じように保険料は控除されていなかったと思う。」旨供述している。

さらに、申立人は、その住所地において、昭和57年4月1日から平成3年10月20日まで国民健康保険に加入しているほか、申立期間①より前の昭和54年1月から申立人の満60歳の誕生日の前月である平成元年*月までの期間について、国民年金の保険料納付及び免除等の記録があることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月から33年6月まで
② 昭和42年4月から同年9月まで

A社又はB社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では配送業務を担当し、勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、C社又はD社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で運転手として勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が申立期間①に勤務していたとするA社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できず、また、B社は昭和36年7月1日に適用事業所となったことが確認できるが、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、申立人が主張する事業所所在地を管轄する法務局には、A社及びB社の商業登記の記録は見当たらない。このため、B社に係る事業所別被保険者名簿に記載の事業所住所及び事業主住所に照会したが、いずれも回答は無く、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、A社又はB社での同僚一人を記憶しているところ、当該同僚に照会したが回答を得られず、また、上記被保険者名簿から、照会可能な従業員4人に照会し、二人から回答を得たが、二人とも申立人の氏名を覚えていないため、申立期間①における申立人の勤務について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立

人が申立期間②に勤務していたとするC社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できず、また、D社は昭和33年7月1日に適用事業所となったことが確認できるが、43年6月22日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人が主張する事業所所在地を管轄する法務局には、C社の商業登記の記録は見当たらず、また、D社の閉鎖登記簿は残っていない。このため、適用事業所名簿に記載された同社の住所に照会したが回答は無く、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、C社又はD社の同僚を一人（姓のみ）記憶しており、当該期間当時に被保険者であった同一の姓の従業員は、D社に係る厚生年金保険被保険者原票に二人確認できるが、一人は既に死亡しており、残る一人は基礎年金番号不明のため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、オンライン記録から、D社の従業員のうち、当該期間に被保険者記録があり、照会可能な従業員21人に照会したところ、11人から回答を得たが、一人は、申立人は同僚だった気がするが氏名と顔が一致しないとし、10人は申立人の氏名を覚えていないとしているため、申立期間②における申立人の勤務について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から平成 14 年 1 月 1 日まで

A社の設立準備室に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。自分が入社した頃は、まだ会社が正式に設立される前だったかもしれないが、厚生年金保険料は徴収されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同僚の回答から、申立人は、申立期間当時、同社の設立準備室に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業登記簿によれば、A社は、申立期間後の平成 14 年 3 月に設立されており、同社の事業主は、「申立期間は、A社設立前であり、社会保険には事業が軌道に乗ってから入れる予定だったから社会保険には入れていない。」と回答しており、当時の同社設立準備室は、法人設立前の個人事業扱いであり、厚生年金保険の適用事業所となるための任意適用申請は行われていなかったため、厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人は申立期間当時、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。なお、同社は平成 14 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成 9 年 5 月 9 日から 13 年 11 月 1 日までの間、B社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、同年 11 月から 14 年 1 月までの間、国民年金保険料を納付していることが確認できるが、これについて、申立人は、「B社が辞めさせてくれなかった。国民年金はA社の事業主の指示で加入した。」と供述している。

さらに、申立人から平成 13 年分の確定申告書控及びA社の設立準備室の給与データが提出されているが、申立人は、「給与データは設立準備室を辞めた後に作成してもらったもので、後で勤めた別会社が確定申告書を作成して税務署に提出した。」旨供述している。

加えて、A社の事業主は、「A社での最初の給与支払は平成14年3月であり、13年は会社に対する事業資金の貸付けを行ったが、保険料控除については不明である。」旨供述している。また、上記給与データに記載されている保険料控除額は、当時の保険料率に照らし厚生年金保険の標準報酬月額の上限に基づく保険料額を大幅に上回る額となっており、上記のとおり申立人は厚生年金保険の被保険者とは認められないことから、これをもって、給与からの厚生年金保険料控除と確認することはできない。

また、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所になった平成14年7月1日に資格を取得した従業員3人に照会し、そのうち一人から回答があったが、当該従業員は、「申立人の紹介で同社に入ったが、申立期間は前の会社にいたので、事情は分からない。」としており、残りの二人からは回答が無いため、申立期間当時の保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 54 年 9 月まで
A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低額となっている。給与明細書等、保険料控除を確認できる資料は無いが、調査の上、正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、自身が受けていた給与より低額に記録されていると主張している。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡し、同社に係る事業所別被保険者名簿及び商業登記簿謄本により確認できる同社の代表取締役等に照会したが、申立期間における申立人に係る保険料控除等について確認することができない。

また、上記被保険者名簿から、申立期間当時、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、連絡先の判明した従業員 11 人に照会したところ、7人から回答があり、二人は、「申立人は自身の車両を持ち込み、配送の業務に従事していた。」と供述している。また、そのうちの一人は、「申立人は社員ではなく、個人事業主の形態で業務に従事しており、我々の3倍くらいの収入があったと思われる。」と回答しているが、同様の勤務形態であった従業員からは、保険料控除の状況について確認できる供述は得られない。

さらに、A社の社会保険担当者は、「申立人は倉庫及び配送の業務に従事していた。はっきり記憶していないが、途中から正社員になったかもしれない。自身は、給与計算及び社会保険業務を担当していたが、申立人に支払っていた報酬金額、保険料控除額等については覚えていない。」と回答している。

なお、上記被保険者名簿によれば、標準報酬月額等の適否に関し、社会保険事務所(当時)の総合調査が、昭和 49 年 5 月 20 日及び 54 年 2 月 14 日に行われている。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 2 年 4 月 30 日まで雇用されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険の離職日は、平成 2 年 4 月 27 日と記録されている上、申立人に係る健康保険組合の加入記録及び B 社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、資格喪失日は同年 4 月 28 日と記録されており、オンライン記録で確認できる厚生年金保険の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、B 社の元社会保険担当役員は、「退職者は通常退職月の締日の 20 日あるいは本人の希望により月末まで勤務するが、当社の慣例として、ゴールデンウィーク前のように月末が休みの場合は、休みの前の日を退職日としている。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給料明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった申立期間の給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額 53 万円は、申立人が主張する標準報酬月額と同額であることが確認できるが、報酬月額に見合う標準報酬月額 50 万円は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

東京厚生年金 事案 18634 (事案 6460 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から同年7月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容の確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知があった。

しかし、申立期間中、当該事業所に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであり、判断に納得ができないため、新たな資料や情報は無いが、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、A事業所の人事記録等を保管しているB局の担当者による「申立人の申立期間に係る在籍記録は確認できない。」旨の供述から勤務が確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成22年1月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記決定通知に納得できず、申立期間に申立事業所に勤務していたことは確かであると主張しているが、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 54 年 1 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 51 年 2 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社の元従業員による「申立人の入、退社の時期は分からないが、申立人が昭和 53 年頃に同社に在籍していたことを記憶している。」旨の供述から判断すると、申立期間のうち、53 年以降において、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の元従業員は、「当時、同社では、幹部社員は厚生年金保険に加入していたが、一般従業員は加入していなかった。申立人が従事していた職種については、人の入れ替わりが激しいため、厚生年金保険に加入していなかったとしても不自然では無い。」旨供述している。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、住所の判明した複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社の申立期間当時の元従業員は、当時、同社には約 30 人前後の従業員が勤務していたと供述しているところ、申立人は、当時、申立人と同職種の複数の従業員を記憶しているが、上記被保険者名簿では、申立人同様、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できなかった。また、申立人の記憶する当時の店長兼調理長も当該被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったことから、当時、同社は、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社に係るオンライン記録から、同社では、昭和51年7月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の後、55年5月1日までの期間において、新規に被保険者資格を取得した者がいないことが確認できる。

なお、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であり、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
A 市役所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同市役所には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA市役所から提出のあった人事記録（平成 13 年度雇用期間管理表）によれば、申立人の同市役所における退職日は平成 13 年 6 月 29 日と記録されている上、同市役所は、「申立人は平成 13 年 6 月 29 日までの雇用である。」旨回答していることから、申立期間の勤務が確認できない。

また、A市役所から提出のあった賃金台帳、平成 13 年分給与所得の源泉徴収票及び源泉徴収票支払状況内訳によれば、同年 1 月から同年 5 月までの厚生年金保険料の控除は確認できるが、申立期間である同年 6 月の厚生年金保険料の控除は確認することができない。

そこで、A市役所及び申立人の申立期間当時の派遣先であるB協会のオンライン記録から、それぞれの事業所の複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案18637（事案12879の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から45年3月25日まで

A保育園に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無かったので第三者委員会に申し立てたところ、同保育園で勤務していたことは認められたが、厚生年金保険の加入については、保険料の控除がうかがえないとの理由で認められなかった。

しかし、申立期間当時勤務していたことを証言してくれる友人がいるので、確認・再調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A保育園の回答により、申立人が住み込みで勤務していたことは推認できるが、同保育園に当時の記録が残っておらず、保険料の控除について分からないとしていること、また、当時共済組合に加入していた申立人の元夫が「申立人を扶養家族にしていた。」と供述していることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成22年11月10日付けの通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに、自分がA保育園に勤務していたことを証言してくれる友人がいるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと主張している。

しかしながら、当該友人に照会したところ、申立人がA保育園に住み込みで勤務していたことを覚えているが、勤務していた期間や勤務状況等については記憶が無いとの回答であり、当委員会の前回の決定における同保育園での勤務は推認できるという判断に沿ったものであった。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案18638 (事案7134の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月12日から35年9月1日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。私は脱退手当金を請求してもいないし、受け取ってもいないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、社会保険事務所(当時)の一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどの理由から認められなかった。新たな証拠等は提出できないが、審議結果に納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年9月1日の前後2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある14名のうち、9名について脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日からおおむね半年以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の者が、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年11月10日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成22年3月3日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、やはり申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、この結果

に納得できないとして、再度支給記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、申立人から新たな資料の提出は無い上、今回新たに照会した同僚3名からも新たな情報は得られず、当委員会の当初の審議結果を変更すべき新たな事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から42年2月28日まで
日本年金機構から脱退手当金の支給記録に係る確認はがきが届いたが、脱退手当金について、請求及び受給をしたことは無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年5月20日に支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人は、A社を退職後に同社から退職金を渡されたことがある旨供述しているが、同社において申立人よりも厚生年金保険の被保険者期間が長い4人を含む12人の女性従業員全員が「同社では、退職金の支給制度は無かった。」と供述していることから、当該「退職金」は、脱退手当金であった可能性を否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給してないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月16日から44年7月16日まで
60歳になり、年金の裁定請求で社会保険事務所(当時)に行ったときに、申立期間に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。申立期間前に勤務したB社の被保険者期間については脱退手当金を受け取ったが、申立期間に係る脱退手当金については、会社からも受け取った記憶は無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社から提出された同社に保管されていた申立人に係る社会保険の被保険者カードの退職手続欄には、脱退手当金の手続を求める旨の記載があることから、申立人について、事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和44年9月22日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、申立期間前のB社に勤務した4年間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給しているとしており、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給してないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から26年7月1日まで
② 昭和30年2月1日から31年5月15日まで

平成22年7月頃、A年金事務所から届いた「厚生年金保険の期間照会について」の回答文書を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給を示す「脱手」、「資格期間 29」、「支給金額 4,055 円」、「支給年月日 31. 7. 25」等と記載されているとともに、申立期間②に係るB協会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも「脱」の表示が確認できる。

また、独立行政法人C機構D支部が保管する申立人に係る厚生年金保険個人別台帳にも脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年7月25日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月 21 日から 43 年 9 月 1 日まで
② 昭和 44 年 1 月 6 日から 45 年 8 月 21 日まで

昭和 42 年にA社B工場を退職後、脱退手当金 2 万 3,420 円を受け取り、その後に勤務した申立期間①のC社及び申立期間②のD社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を請求せずに残していたが、記録を勝手に変えられて、全ての期間が脱退手当金を受給しているようになってしまっている。申立期間の脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、A社B工場、申立期間①のC社及び申立期間②のD社の各被保険者期間を対象として昭和 45 年 12 月 28 日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、A社B工場に勤務した期間については、同社退職後の 42 年 12 月に脱退手当金を受給したが、申立期間①及び②については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、脱退手当金は、制度上、厚生年金保険被保険者期間においては受給できないとされているところ、申立人は、昭和 42 年 8 月 16 日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年 11 月 21 日にはC社において被保険者資格を取得し、同年 12 月も被保険者であったことが確認できることから、申立人が主張する「A社B工場を退職後の同年 12 月に脱退手当金を受給した」とは考えられない。

また、上記のとおり、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立期間②の後の昭和 45 年 12 月 28 日支給決定の記録の 1 回のみであり、申立人が受給を認めているA社B工場の被保険者期間と申立期間①及び②とを合わせた 3 期間を対象として支給されており、その支給額は 2 万 3,420 円で計算上の誤りが無いことなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、申立期間②に勤務したD社を退職後に支給記録のある脱退手当金であると考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 27 日から 43 年 3 月 16 日まで
60 歳になり、社会保険事務所（当時）へ年金相談に行ったとき、A社及び申立期間に勤務したB社の2社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

A社を退職直後に、同社における被保険者期間について脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間のB社における被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間に勤務したB社を退職後2年4か月経過した昭和45年7月29日に支給決定されており、この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」「脱退手当金裁定決議書」等が保存されている。そして、当該裁定請求書及び裁定決議書の記載内容とオンライン記録は一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名、押印及び申立人の実家の住所の記載が確認できる上、申立人が裁定請求に伴い提出したと認められる退職所得申告書が当該裁定請求書と共に保管されていることなどから判断すると、申立人の意思に基づき当該脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、当該裁定決議書には、「隔地 支払済 45. 7. 29」及び「国庫金送金通知書番号」の押印が確認できることから、隔地払いにより申立人に脱退手当金が支給されたものと推認される。

加えて、申立人は、申立期間前に勤務したA社に勤務した5年間の厚生年金保険被保険者期間については、同社退職直後に脱退手当金を受給したものの、その後勤務したB社に係る被保険者期間においては脱退手当金を受給していないと主張しているが、申立

人に係る脱退手当金の支給記録は、申立期間後の昭和45年7月29日支給決定の記録のみであり、しかも、支給対象期間は、申立期間に、申立人が受給を認めているA社の被保険者期間を加えた計2期間となっていることから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、B社退職後に支給記録のある脱退手当金であると考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から 46 年 9 月 11 日まで
② 昭和 46 年 9 月 11 日から 48 年 8 月 16 日まで
③ 昭和 48 年 9 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

平成 22 年に年金事務所で年金記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、8 万 6,720 円の脱退手当金が支給されていることになっていた。昭和 50 年秋頃に 1 万円程度の脱退手当金を受給した記憶はあるが、受け取った金額が支給金額と大きく異なっているので申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録では、申立期間③に勤務したA社を退社後3か月経過した昭和 50 年 10 月 31 日に支給決定されており、この支給に関しては、年金事務所にその根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金裁定伺」等が保存されている。そして、当該裁定請求書及び裁定伺の記載内容とオンライン記録は一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名、押印及び当時の申立人の住所の記載が確認できるとともに、「会社経由提出」との押印があることから、申立人の脱退手当金については、申立人の意思に基づきA社が代理請求したものと考えられる。

さらに、当該裁定伺には、「50.10.31 支払済」及び「隔地」の押印が確認できる上、送金又は振込金融機関名として、申立人の当時の住所地近くの郵便局名の記載が確認できることから、隔地払いにより申立人に脱退手当金が支給されたものと推認される。

加えて、申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給する場合、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金の支給をした旨の「脱」の表示をすることとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間①において発行された厚生年金保険被保険者証には「脱」表示が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が申立人に対して支給されたものと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から26年8月31日まで
A社(名称の詳細は、不明)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に同事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立てに係る事業所の名称を完全には記憶していないが、A社の商業登記簿謄本に記載されている同社の所在地、代表取締役の氏名等が申立人の供述とほぼ一致することから判断すると、同社が申立てに係る事業所であることが推認できる。

また、申立人の具体的な供述等から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間の頃にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムから、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、オンライン記録と同じく、別の事業所での昭和26年9月1日以降の加入記録は確認できるが、A社での加入記録は確認できない。

さらに、申立人が氏名を挙げた上司二人は、いずれも現在の連絡先が不明のため照会できないが、それぞれのオンライン記録又は厚生年金保険被保険者台帳によると、A社での加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年7月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。賃金支払明細票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された申立期間の賃金支払明細票において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B社の現在の社会保険事務担当者は、申立期間に係る申立人の標準報酬月額について、定期昇給を伴っていないため、随時改定の対象とはならず、平成3年4月になって定期昇給したため、その3か月後の同年7月に随時改定の対象となり報酬月額変更届の手続を行った旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。